

栗原市次世代育成 支援行動計画

[後期計画(平成 22 年度 ~ 平成 26 年度)]



平成22年3月



栗原市次世代育成 支援行動計画

[後期計画(平成 22 年度～平成 26 年度)]

子は何ものにも優る 宝である



我が国の出生率は一貫して低下傾向が続き、将来を見据えたとき、「少子化問題」は早急に取り組むべき国政上の重要な課題となっています。

栗原市では合計特殊出生率は全国平均を上回るものの、晩婚化や未婚化のほか、若い世代の人口流出により出生数は減少し少子化が進行している現状であり、次世代の育成・定住に向けた子育て家庭への支援が重要な課題となっております。

このような中、栗原市では合併する直前の平成17年3月に、旧9町1村が共同で、平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間とした「栗原市次世代育成支援行動計画[前期計画]」を策定し、地域における子育て支援をはじめ、母子保健等の保健対策、教育環境の整備、仕事と家庭の両立支援等、多岐にわたる子育て支援施策を推進してまいりました。

一方、昨今の不安定な社会経済状況の変化は、若い世代や将来の子どもたちに大きな不安を抱かせるものとなり、また、家庭や地域での子育て機能の低下などにより、子育てに悩んでいる方が増し、それぞれの環境にあったきめ細かな相談や支援体制が求められています。

このたび、前期計画の計画期間が満了し、新たな課題に対応すべく「栗原市次世代育成支援行動計画[後期計画]」を策定しました。本計画では、「子は何ものにも優る宝である」との考えのもとに、「すくすくいきいき子育てのまち栗原」を基本理念として、栗原市の将来を担う子どもたちが健やかに、そして力強く生きていけるまちづくりを推進することとしております。

もとより次代を担う子どもたちを育成するためには、この計画を基本としながらも、市民のみなさまが、家庭、職場、地域それぞれの立場で力をお貸し下さることが不可欠です。市民のみなさまの一層の御理解と御支援をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重な御意見や御提言、御尽力をいただきました多くの方々から心から御礼を申し上げます。

平成22年3月

栗原市長 **佐藤 勇**

目次

第1部 総論

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景	3
2. 後期行動計画策定の目的	4
3. 計画の期間	5
4. 計画の対象	5
5. 性格・位置づけ	6

第2章 子育て家庭を取り巻く現状

1. 市の沿革	7
2. 人口等の推移	8
(1) 総人口・世帯数などの推移	8
(2) 婚姻・離婚などの状況	12
(3) 出生数の推移	13
(4) 子どものいる世帯状況の推移	14
3. 就業の状況	15
(1) 労働力率	15
(2) 就業構造	16
4. アンケート調査からみえる子育ての現状	17
(1) 調査の概要	17
(2) 主な調査結果	18

第3章 計画の基本的方向

1. 基本理念	21
2. 基本目標	21
3. 施策の体系	23

第2部 各論

第1章 地域における子育て支援

1. 地域における子育て支援サービスの充実	28
(1) 居宅において児童の養育を支援する事業	28
(2) 施設において児童の養育を支援する事業	28
(3) 児童の養育について必要な情報提供や相談を行う事業	29
(4) 子育て支援事業に関する情報提供・助言及び利用のあっせん等の実施	30
2. 保育サービスの充実	32
(1) 通常保育事業	32
(2) 延長保育事業	32
(3) 一時保育事業	32
(4) 子育て家庭の経済的負担の軽減	32
(5) 幼稚園・保育所の一元化施設整備の推進	32
3. 子育て支援のネットワークづくり	34
4. 児童の健全育成	34
(1) 児童の居場所や活動の場の確保	34
(2) 不登校児童への対応	34
(3) 民生委員・児童委員活動の充実	34
5. 交流事業の充実	35

第2章 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

1. 子どもや母親の健康の確保	38
(1) 母子健康手帳交付と面接相談	38
(2) 父子手帳の交付	38
(3) 妊婦一般健康診査への助成	38
(4) 周産期医療体制の確保に向けた対応	38
(5) 妊産婦・新生児等訪問指導	39
(6) 乳幼児健康診査	39
(7) 育児相談	39
(8) 学校保健安全法による健康診断等	39

2 . 「食育」の推進	41
(1) 「食」を通じた健康づくりの推進	41
(2) 楽しい食体験を通じた食育の推進	41
(3) 食の安全・安心の確保	41
(4) 地産地消の推進	41
(5) 栗原の食文化伝承活動の推進	42
3 . 思春期保健対策の充実	43
(1) 性教育	43
(2) たばこ・アルコール・薬物に関する教育	43
(3) 思春期保健事業	43
4 . 小児医療の充実	44
(1) 小児医療の充実	44
(2) 乳幼児及び子ども医療費助成	44
第3章 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	
1 . 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	45
(1) 高度な教育への挑戦と国際的視野を持った人材の育成	45
(2) 地域への愛情と豊かな感性の育成	46
(3) 健やかな身体の育成	46
(4) 信頼される学校づくり	46
(5) 幼児教育の充実	47
2 . 家庭や地域の教育力の向上	49
(1) 家庭教育への支援の充実	49
(2) 地域の教育力の向上	49
3 . 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	50
第4章 子育てを支援する生活環境の整備	
1 . 良質な住宅の確保	51
2 . 良好な居住環境の確保	52
3 . 安全な道路交通環境の整備	52
4 . 安心して外出できる環境の整備	53
5 . 安全・安心なまちづくり推進	53

第5章	職業生活と家庭生活との両立の推進	
1.	就労者の経済的自立に向けた支援	55
2.	仕事と子育ての両立の推進	56
3.	男女共同による子育ての推進	57
第6章	子ども等の安全の確保	
1.	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	59
	(1)交通安全教育の推進	59
	(2)自主的団体の支援	59
2.	子どもを犯罪等から守るための活動の推進	60
	(1)防犯対策	60
	(2)地域の見守り活動の支援	60
	(3)防犯講習の実施	60
3.	防災対策	61
第7章	要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	
1.	児童虐待防止対策の充実	64
	(1)虐待防止ネットワークの構築	64
	(2)早期発見、早期対応、相談機能の強化	64
	(3)虐待等に遭った子どもの保護の推進	64
	(4)母親への支援	65
2.	ひとり親家庭の支援の推進	66
3.	障害児施策の充実	66
第8章	本計画の推進と施策の点検について	
1.	基本的姿勢	69
	(1)総合的な施策の展開	69
	(2)進ちょく状況の説明	69
2.	計画の推進体制	69
	(1)庁内体制の整備	69
	(2)栗原市次世代育成支援対策地域協議会での協議	69
	(3)市民への周知と意見聴取	69

参考資料

目標事業量の設定

（１）前期計画における目標事業量の達成状況	73
（２）後期計画における目標事業量の設定	74
目標値の考え方	75

第1部 総論

第1章

計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

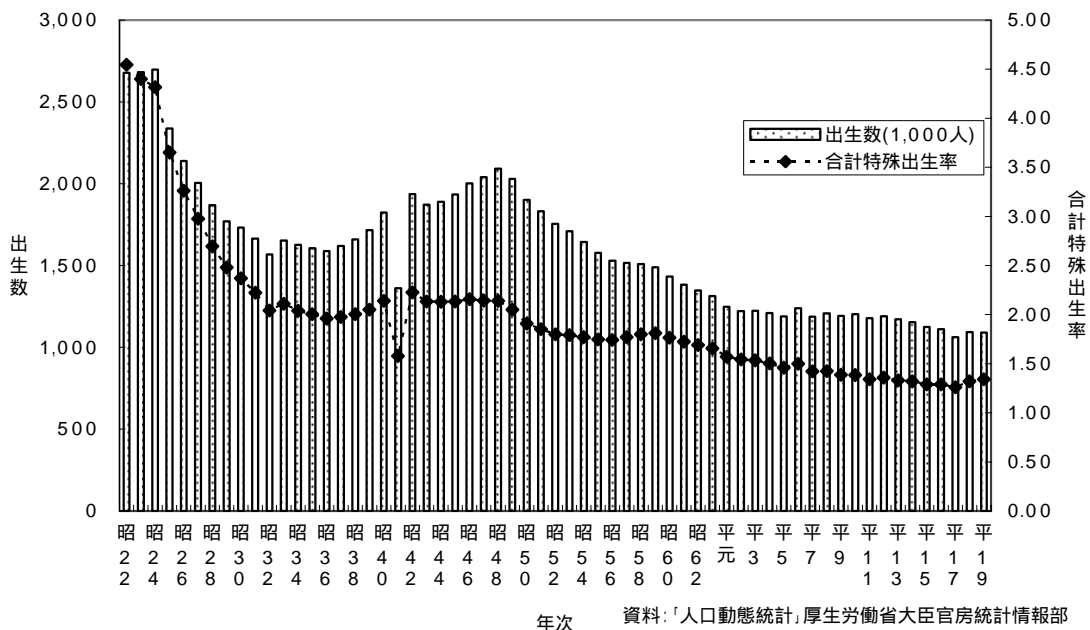
わが国では、1年間に生まれてくる子どもの数が、第二次ベビーブームだった1970年代初めには約200万人の水準にありましたが、それ以降は減少傾向が続き、近年では100万人近くで推移しており、依然として少子化の傾向が進行しています。

合計特殊出生率（1人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均）をみると、昭和46年には2.16だったのに対し、平成元年には1.57となりました。

国では、少子化の進行は社会経済全体に深刻な影響を与えるものであるとの認識から、社会全体で子育てを支援していくことをねらいとして、平成6年に「エンゼルプラン」を策定しました。平成11年には「少子化対策推進基本方針」に基づいて「新エンゼルプラン」を策定し、保育サービスのほか雇用や母子保健、教育など総合的な子育て支援策を推進してきました。以降、「少子化社会対策基本法」の制定、「児童福祉法」の改正などのほか、地方公共団体や事業者が子育てに関する総合的な支援を行うことを定めた「次世代育成支援対策推進法」を平成15年に制定し、平成17年から平成26年までの10年間にわたる次世代育成支援に集中的に取り組んできました。

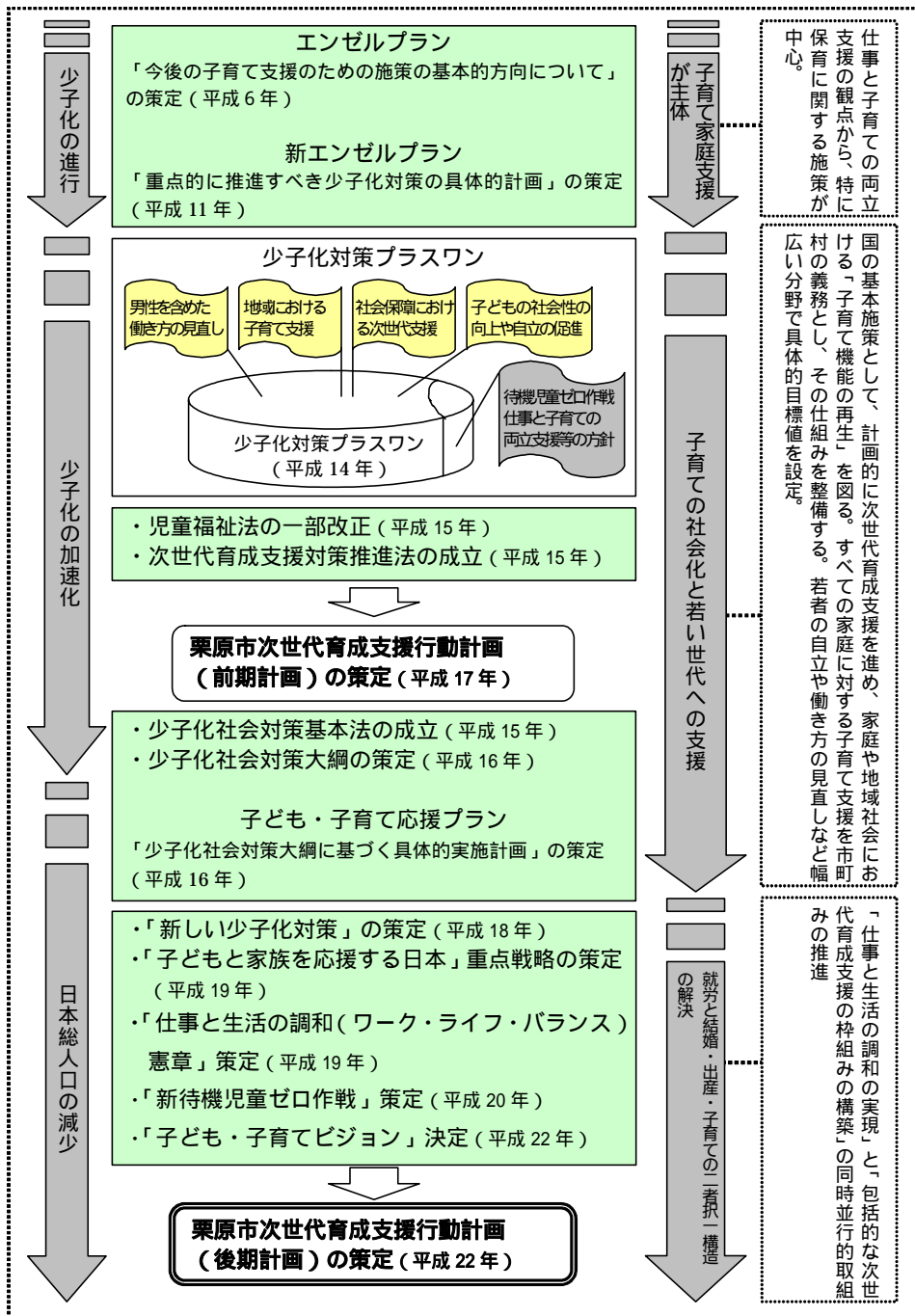
しかし、このような取り組みにもかかわらず少子化の傾向はとまらず、合計特殊出生率は平成17年には1.26にまで低下し、平成18年、平成19年にはわずかに増加しているものの依然低い水準で推移しており、長期的に人口を維持できるといわれている水準（人口置換水準）である2.07～2.08を大きく下回っています。

わが国の出生数と合計特殊出生率の推移



少子化を進行させている大きな要因のひとつとして、子育て世代の労働者が就労と出産・子育てとの二者択一を迫られている構造にあることが挙げられます。この状況を克服するため、平成 19 年に「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略がとりまとめられ、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪とした具体的な取り組みを進めてきました。また、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」や「新待機児童ゼロ作戦」などを矢継ぎ早に取りまとめ、その実現に向け取り組んできました。

【国の少子化対策の流れと栗原市次世代育成支援行動計画】



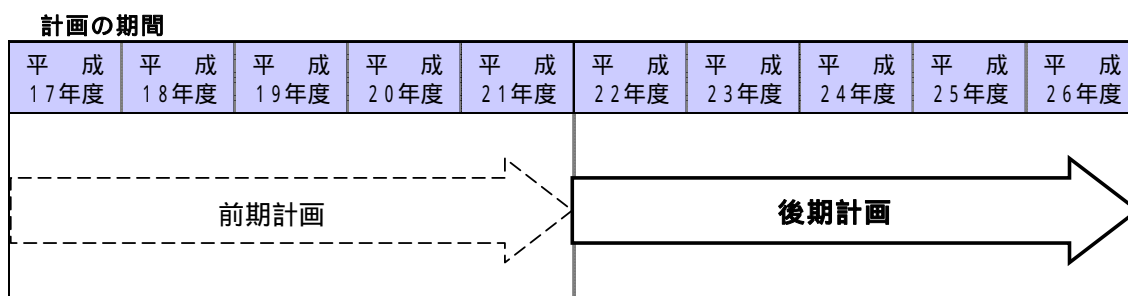
2. 後期行動計画策定の目的

このようななかで、栗原市では合併する直前の平成 17 年 3 月に、旧 9 町 1 村が共同で「次世代育成支援対策推進法」にもとづき平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の計画期間とした「栗原市次世代育成支援行動計画」(前期計画)を策定し、地域における子育て支援をはじめ、母子保健等の保健対策、教育環境の整備、居住環境の整備、仕事と家庭の両立支援等、多岐にわたり次世代育成支援対策を推進してきました。

今回、前期計画の計画期間が満了することにより、新たな課題等に対応した平成 22 年度からの取り組みを示す計画(後期計画)を策定するものです。

3. 計画の期間

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」の第 8 条第 1 項に規定されている市町村行動計画の後期計画にあたり、計画期間は平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間となります。



4. 計画の対象

次世代育成支援は、社会全体で取り組むべき課題であることから、子ども自身はもちろん、子どもの親や家族、地域の住民、学校、企業、行政、各種団体等、社会を構成するすべての主体がこの計画の対象となります。

この計画における「子ども」とは、児童福祉法における「児童」と同様に、18 歳未満のすべての子どものことをさします。

5. 性格・位置づけ

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項の規定に基づき市町村に策定が義務付けられている法定計画です。

また、この計画は、平成19年3月に策定した「栗原市総合計画」をはじめとする栗原市の子どもにかかわる関連計画との整合を図った計画です。

次世代育成支援行動計画及び関係する各種計画の期間

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
栗原市次世代育成支援行動計画	前期行動計画			後期行動計画				
		見直し						
栗原市総合計画	前期基本計画					後期基本計画(平成28年度まで)		
くりはら男女共同参画推進プラン	平成28年度まで							
栗原市地域福祉計画								
栗原市障害者計画								
栗原市障害福祉計画	第1期計画	第2期計画			第3期計画			
くりはら市民21健康プラン								
栗原市食育推進計画								
栗原市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画				第4期計画		第5期計画		
栗原市教育基本方針	各年度ごとに策定							
栗原市営住宅ストック総合活用計画 / 栗原市公営住宅長寿命化計画	栗原市営住宅ストック総合活用計画(平成22年度まで)				栗原市公営住宅長寿命化計画(平成27年度まで)			

第2章

子育て家庭を取り巻く現状

1. 市の沿革

栗原市は、平成17年4月1日栗原地域の9町1村が合併し誕生した市です。

栗原市の位置は、宮城県の北西部に位置し、岩手県及び秋田県と接しています。また、仙台圏域・大崎圏域と一関圏域を結ぶ南北の交通ルート上にあるため、通勤・通学や消費行動などにおいて、それらの圏域との交流は密接です。

市の北西部には、東北地方の骨格をなす奥羽山脈のほぼ中央に位置する、栗駒国立公園に指定されている栗駒山を有しており、市の土地の半分以上が森林・原野であり、そこから東南に向かって金成耕土に至るまで、山岳、丘陵、平地と変化に富んだ地形を形成しています。

本地域は二迫川、三迫川などを支流とする迫川や善光寺川、透川などを支流とする小山田川が流れ、沿岸に広がる肥沃な耕地を潤しています。さらには、ラムサール条約湿地に指定されている伊豆沼、内沼があり、豊かな自然環境に恵まれた地域です。

2. 人口等の推移

(1) 総人口・世帯数などの推移

総人口・世帯数などの推移

栗原市における近年の人口・世帯数などの推移をみると、総人口は平成17年度の82,588人から平成21年度の78,337人と4,251人減少（減少率5.1%）しています。世帯数は平成17年度の24,513世帯から平成21年度の24,609世帯と微増（増加率0.4%）していますが、過去5年間ほぼ一定の水準で推移しています。総人口を世帯数で割った世帯あたりの人員は、平成17年度の3.37人から平成21年度の3.18人と0.19人減少しています。

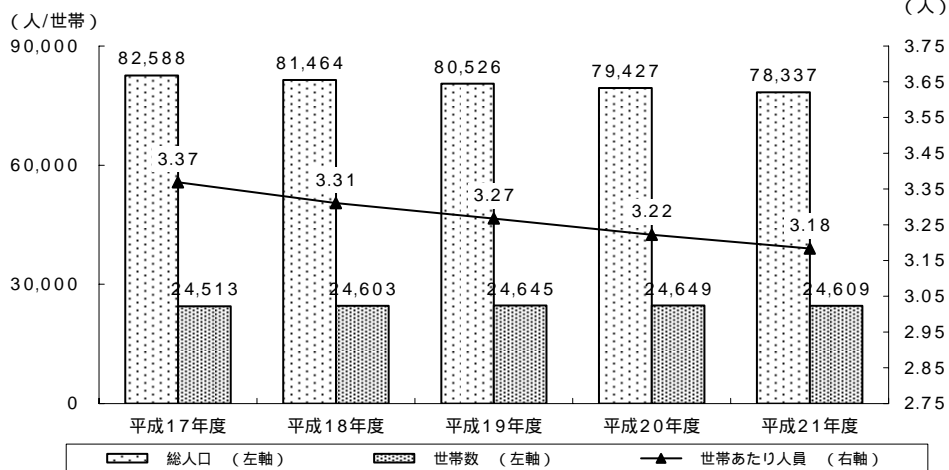
世帯数がほぼ一定で推移しているのに対し、総人口が減少していることから、世帯あたりの人員も減少しています。これは、核家族世帯や単身世帯が増加していることの現われと考えられます。

栗原市平成17年度から平成21年度の総人口、世帯数などの推移（各年度4月1日現在）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
総人口（人）	82,588	81,464	80,526	79,427	78,337
対前年度人口増加率（%）	-1.2%	-1.4%	-1.2%	-1.4%	-1.4%
世帯数（世帯）	24,513	24,603	24,645	24,649	24,609
対前年度世帯増加率（%）	-0.2%	0.4%	0.2%	0.0%	-0.2%
世帯あたり人員（人）	3.37	3.31	3.27	3.22	3.18

資料：住民基本台帳

栗原市平成17年度から平成21年度の総人口・世帯数などの推移



年齢階層別の人口推移

年齢階層別の人口推移をみると、18歳未満人口は平成17年度の12,486人から平成21年度の11,020人と1,466人減少（減少率11.7%）しています。その内訳をみると0～5歳人口は平成17年度の3,547人から平成21年度の3,126人と421人の減少（減少率11.9%）、6～11歳人口は平成17年度の3,913人から平成21年度の3,759人と154人の減少（減少率3.9%）、12～17歳人口は平成17年度の5,026人から平成21年度の4,135人と891人の減少（減少率17.8%）となっています。18～39歳人口は平成17年度の17,314人から平成21年度の16,225人と1,089人の減少（減少率6.3%）となっています。40～64歳人口は平成17年度の28,061人から平成21年度の26,453人と1,608人の減少（減少率5.7%）となっており、各年齢階層とも大きく減少しています。

その一方で、65歳以上人口は平成17年度の24,727人から平成21年度の24,639人と88人の減少（減少率0.4%）となっており、ほぼ一定で推移しています。

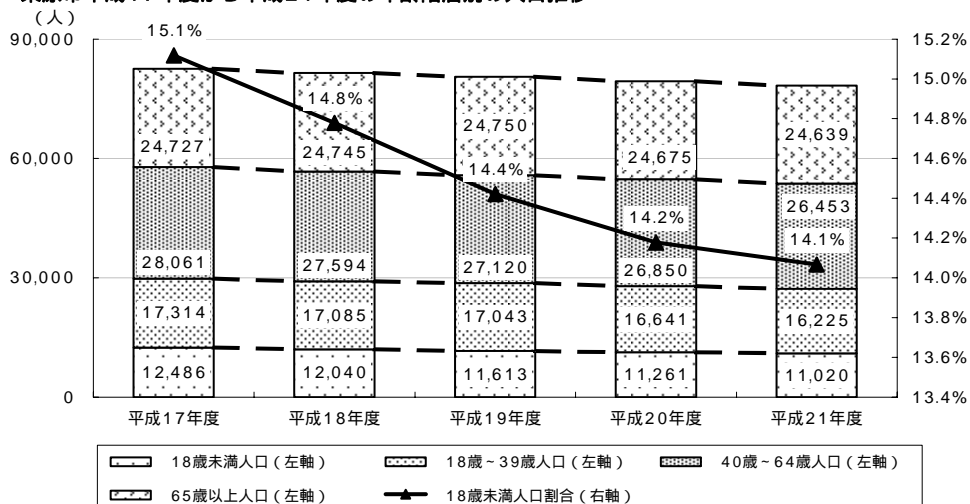
64歳以下の人口が大きく減少し、65歳以上の人口が一定であるということは、少子高齢化が進行していることの現れと考えられます。

栗原市平成17年度から平成21年度の年齢階層別の人口推移（各年度4月1日現在）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
総人口	82,588	81,464	80,526	79,427	78,337
18歳未満人口（人）	12,486	12,040	11,613	11,261	11,020
（人口構成比率）（%）	15.1%	14.8%	14.4%	14.2%	14.1%
0～5歳人口（人）	3,547	3,413	3,325	3,202	3,126
（人口構成比率）（%）	4.3%	4.2%	4.1%	4.0%	4.0%
6～11歳人口（人）	3,913	3,920	3,858	3,847	3,759
（人口構成比率）（%）	4.7%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%
12～17歳人口（人）	5,026	4,707	4,430	4,212	4,135
（人口構成比率）（%）	6.1%	5.8%	5.5%	5.3%	5.3%
18～39歳人口（人）	17,314	17,085	17,043	16,641	16,225
（人口構成比率）（%）	21.0%	21.0%	21.2%	21.0%	20.7%
40～64歳人口（人）	28,061	27,594	27,120	26,850	26,453
（人口構成比率）（%）	34.0%	33.9%	33.7%	33.8%	33.8%
65歳以上人口（人）	24,727	24,745	24,750	24,675	24,639
（人口構成比率）（%）	29.9%	30.4%	30.7%	31.1%	31.5%

（資料：住民基本台帳）

栗原市平成17年度から平成21年度の年齢階層別の人口推移



平成 26 年度までの栗原市の人口推計

栗原市の過去 5 年間の人口に基づいて後期計画の期間である平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間の人口推計を行いました。その推計結果をみると、総人口は平成 21 年度の 78,337 人から平成 26 年度の 72,759 人と 5,578 人減少（減少率 7.1%）すると推計されます。すべての年齢人口で減少していますが、特に 18 歳未満人口は平成 21 年度の 11,020 人から平成 26 年度の 9,839 人と 1,181 人減少（減少率 10.7%）と大幅に減少すると推計されます。

今後、65 歳以上人口は減少するもののその減少幅は小さく、18 歳未満人口などの減少が大きいことから、人口減少による少子高齢化が加速するものと考えられます。

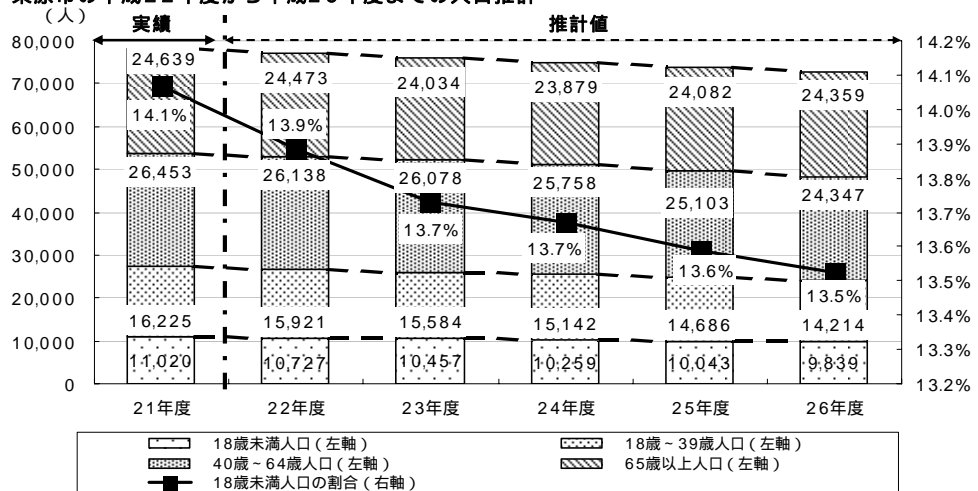
栗原市のコーホート変化率法による平成 22 年度から平成 26 年度の人口推計

（各年度 4 月 1 日現在）

	実績値	推計値				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
総人口	78,337	77,259	76,153	75,038	73,914	72,759
18歳未満人口（人）	11,020	10,727	10,457	10,259	10,043	9,839
（人口構成比率）（%）	14.1%	13.9%	13.7%	13.7%	13.6%	13.5%
0～5歳人口（人）	3,126	3,052	2,995	2,950	2,883	2,792
（人口構成比率）（%）	4.0%	4.0%	3.9%	3.9%	3.9%	3.8%
6～11歳人口（人）	3,759	3,657	3,567	3,423	3,337	3,233
（人口構成比率）（%）	4.8%	4.7%	4.7%	4.6%	4.5%	4.4%
12～17歳人口（人）	4,135	4,021	3,900	3,893	3,833	3,825
（人口構成比率）（%）	5.3%	5.2%	5.1%	5.2%	5.2%	5.3%
18歳～39歳人口（人）	16,225	15,921	15,584	15,142	14,686	14,214
（人口構成比率）（%）	20.7%	20.6%	20.5%	20.2%	19.9%	19.5%
40歳～64歳人口（人）	26,453	26,138	26,078	25,758	25,103	24,347
（人口構成比率）（%）	33.8%	33.8%	34.2%	34.3%	34.0%	33.5%
65歳以上人口（人）	24,639	24,473	24,034	23,879	24,082	24,359
（人口構成比率）（%）	31.5%	31.7%	31.6%	31.8%	32.6%	33.5%

（資料：住民基本台帳）

栗原市の平成 22 年度から平成 26 年度までの人口推計



注：人口推計は、次世代育成支援行動計画策定のために厚生労働省から示された独自のワークシートを用いて推計しているため、他の計画による推計結果とは一致しません。

平成 26 年度までの栗原市の児童人口推計

栗原市の平成 26 年度までの児童人口推計をみると、18 歳未満児童人口は、平成 21 年度の 11,020 人から平成 26 年度の 9,839 人と 1,181 人減少(減少率 10.7%)と大幅に減少すると推計されます。

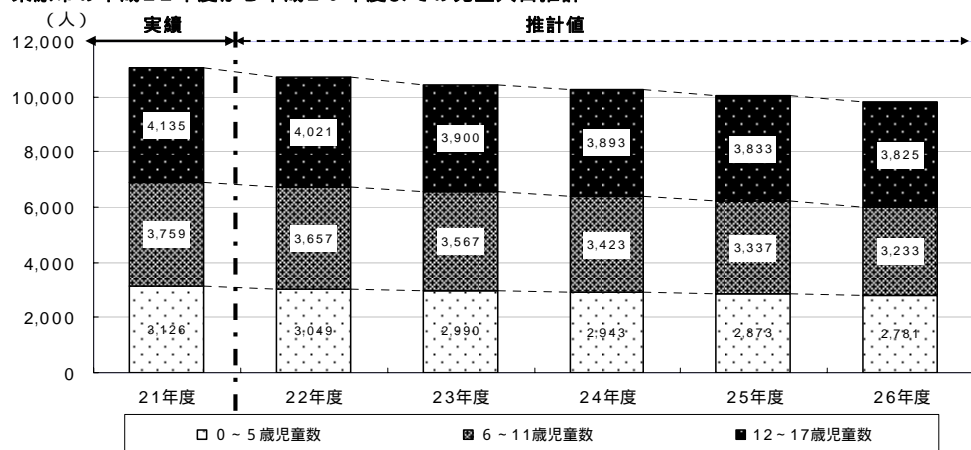
0～5 歳児童数(未就学児)は、平成 21 年度の 3,126 人から平成 26 年度の 2,781 人と 345 人の減少(減少率 11.0%)、6～11 歳児童数(小学校児童数)は平成 21 年度の 3,759 人から平成 26 年度の 3,233 人と 526 人の減少(減少率 14.0%)、12～17 歳児童数(中高生)は平成 21 年度の 4,135 人から平成 26 年度の 3,825 人と 310 人の減少(減少率 7.5%)と、すべての年代で減少すると推計されます。

栗原市の平成22年度から平成26年度まで児童人口推計

	実績値	推計値				
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
18歳未満児童人口 (人)	11,020	10,727	10,457	10,259	10,043	9,839
0～5歳児童数 (人)	3,126	3,049	2,990	2,943	2,873	2,781
0歳児童数 (人)	487	474	458	445	430	418
1歳児童数 (人)	525	502	489	473	460	445
2歳児童数 (人)	513	523	500	487	471	458
3歳児童数 (人)	506	514	524	501	488	472
4歳児童数 (人)	530	505	513	523	500	487
5歳児童数 (人)	565	531	506	514	524	501
6～11歳児童数 (人)	3,759	3,657	3,567	3,423	3,337	3,233
6歳児童数 (人)	590	565	531	506	514	524
7歳児童数 (人)	631	592	567	533	508	516
8歳児童数 (人)	599	627	588	564	530	505
9歳児童数 (人)	650	600	628	589	565	531
10歳児童数 (人)	622	652	602	630	591	567
11歳児童数 (人)	667	621	651	601	629	590
12～17歳児童数 (人)	4,135	4,021	3,900	3,893	3,833	3,825
12歳児童数 (人)	682	666	620	650	600	628
13歳児童数 (人)	636	682	666	620	650	600
14歳児童数 (人)	661	637	683	667	621	651
15歳児童数 (人)	654	657	633	679	663	617
16歳児童数 (人)	731	647	650	626	672	656
17歳児童数 (人)	771	732	648	651	627	673

(資料：住民基本台帳)

栗原市の平成22年度から平成26年度までの児童人口推計



(2) 婚姻・離婚などの状況

婚姻・離婚件数の推移

栗原市の婚姻・離婚の推移をみると、婚姻件数は平成16年度の352件から平成19年度の303件と減少が続いています。一方で離婚件数は平成16年度の140件から平成19年度の144件とわずかではありますが増加傾向にあります。

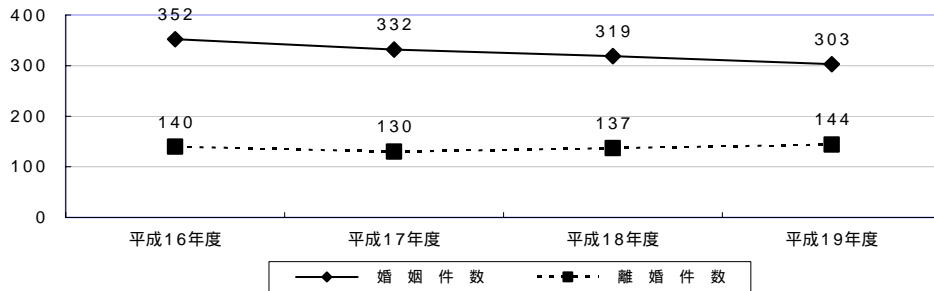
この傾向が今後も続いた場合、婚姻している家庭が減少することにより、少子化を進行させる一因となる可能性があります。

栗原市平成16年度から平成19年度の婚姻・離婚件数の推移（各年度3月31日現在）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
婚姻件数（件数）	352	332	319	303
離婚件数（件数）	140	130	137	144

資料：宮城県保健衛生統計

栗原市平成16年度から平成19年度の婚姻・離婚件数の推移
(件数)



未婚率の推移

栗原市の未婚率の推移をみると、男性・女性ともすべての年代において昭和60年よりも平成17年の未婚率の方が高くなっています。

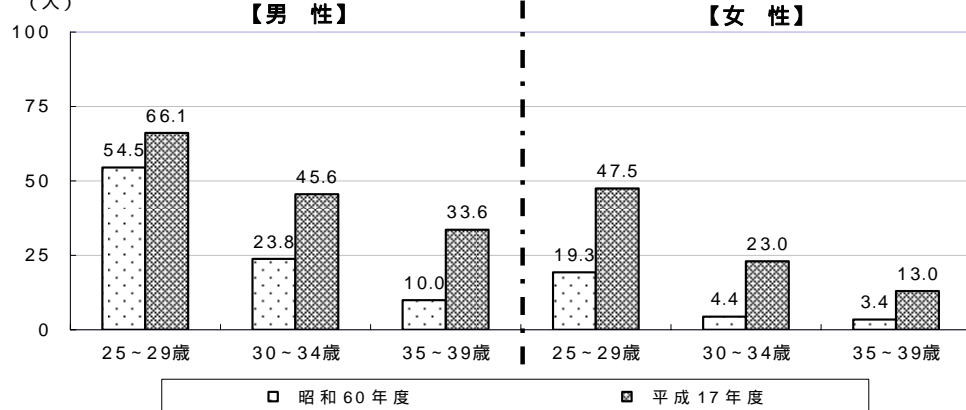
これは、晩婚化・未婚化が進行していることを現しており、このことは少子化を進行させる一因となる可能性があります。

栗原市の昭和60年と平成17年の未婚率の比較（各年10月1日現在）

	男性			女性		
	25～29歳	30～34歳	35～39歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
昭和60年（％）	54.5	23.8	10.0	19.3	4.4	3.4
平成17年（％）	66.1	45.6	33.6	47.5	23.0	13.0

（資料：国勢調査）

栗原市昭和60年度と平成17年度の未婚率の比較
(人)



(3) 出生数の推移

出生数の推移及び合計特殊出生率

栗原市の出生数は平成17年度の529人から平成21年度の487人と42人減少（減少率7.9%）しています。

平成14年の合計特殊出生率は、全国が1.31、宮城県が1.28、栗原市が1.54となっており、栗原市は他の自治体よりは比較的高くなっています。（厚生労働省「人口動態統計特殊報告」）

栗原市平成17年度から平成21年度まで出生数、合計特殊出生率の推移

（各年度12月31日現在）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
出生数（人）	529	513	512	503	487

（資料：宮城県保健衛生統計 平成20年度・21年度推計値）

母親年齢5歳階級別出生数の推移

栗原市の母親年齢5歳階級別出生数の推移をみると、母親年齢5歳階級別の出生数は、各年度で25～29歳が最も多くなっています。しかし、各年度の出生数に対して各年齢階級が占める割合をみると、20～29歳が減少し、30～39歳が増加しています。

これは、晩婚化等により出産年齢が高くなったことの現れと考えられます。

栗原市の平成17年度から平成21年度まで母親年齢5歳階級別出生数の推移

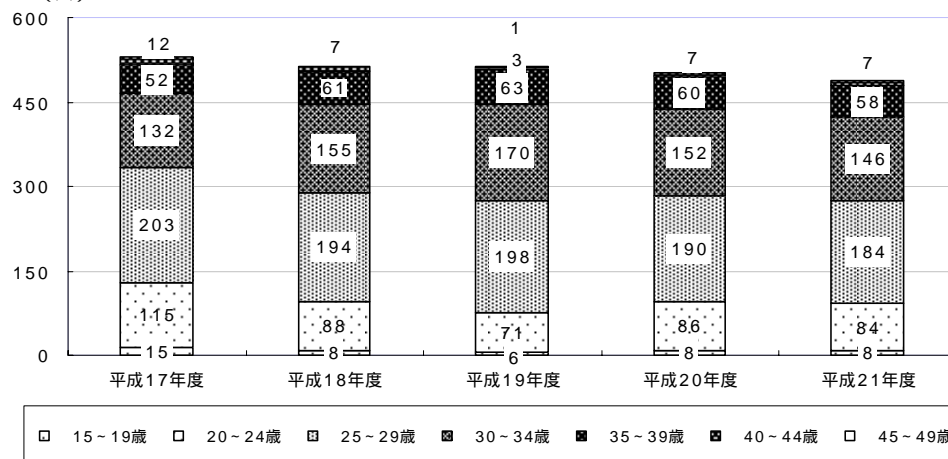
（各年度3月31日現在）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
15～19歳（人）	15	8	6	8	8
20～24歳（人）	115	88	71	86	84
25～29歳（人）	203	194	198	190	184
30～34歳（人）	132	155	170	152	146
35～39歳（人）	52	61	63	60	58
40～44歳（人）	12	7	3	7	7
45～49歳（人）	0	0	1	0	0
出生数（人）	529	513	512	503	487
男子出生数（人）	266	264	268	261	266
女子出生数（人）	263	249	244	242	221

（資料：宮城県保健衛生統計 平成20・21年度は推計値）

栗原市平成17年度から平成21年度まで母親年齢5歳階級別の出生数推移

（人）



(4) 子どものいる世帯状況の推移

栗原市の子どものいる世帯状況の推移をみると、子どもがいる一般世帯数に対する子どもがいる核家族世帯の割合が昭和60年の27.4%から平成17年の28.4%と増加しています。一方で、子どもがいる一般世帯数に対する3世代同居世帯の割合が昭和60年の71.8%から平成17年の70.3%と減少しています。

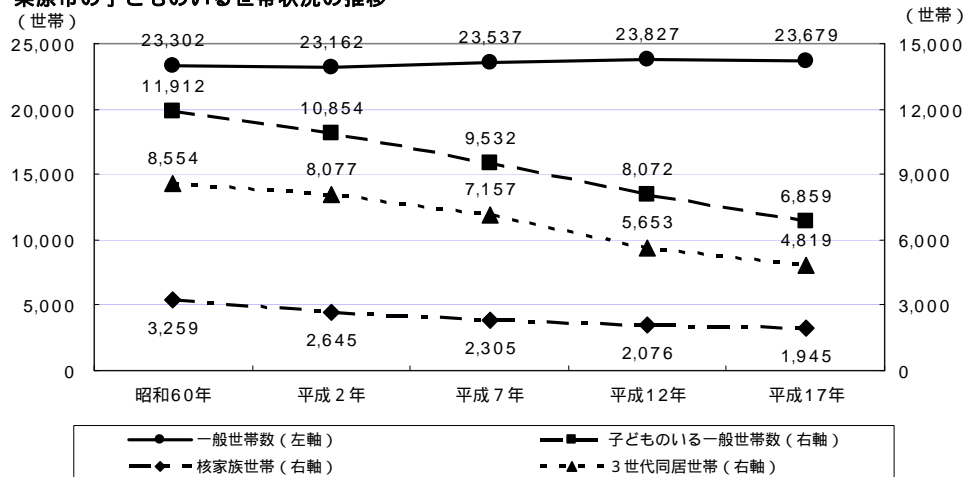
このことから、子育てに関する知識や知恵を家庭内において世代間で受け継がれることが少なくなり、親の不安感や負担感が増大することが懸念されます。

栗原市の子どものいる世帯状況の推移（各年10月1日現在）

一般世帯数	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
(世帯)	23,302	23,162	23,537	23,827	23,679
子どものいる一般世帯数	11,912	10,854	9,532	8,072	6,859
世帯比率 (%)	51.1%	46.9%	40.5%	33.9%	29.0%
核家族世帯	3,259	2,645	2,305	2,076	1,945
子どものいる一般世帯比率 (%)	27.4%	24.4%	24.2%	25.7%	28.4%
3世代同居世帯	8,554	8,077	7,157	5,653	4,819
子どものいる一般世帯比率 (%)	71.8%	74.4%	75.1%	70.0%	70.3%

(資料：国勢調査)

栗原市の子どものいる世帯状況の推移



平成12年以前は、旧10か町村の合計の数値。

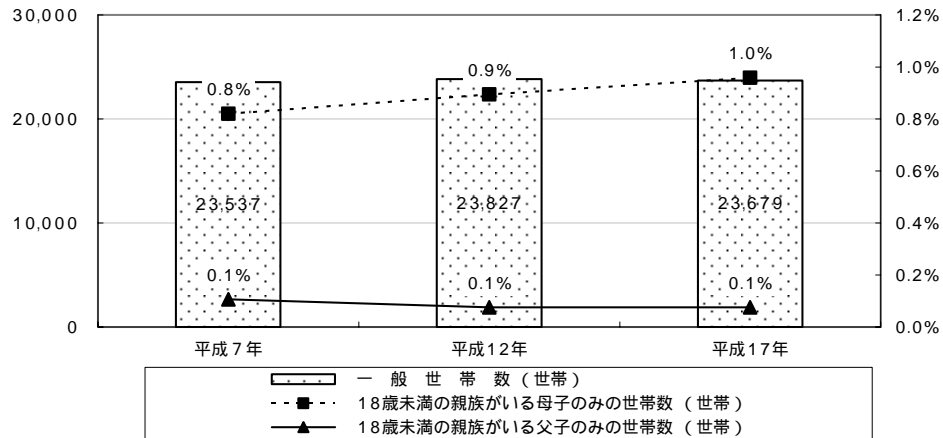
また、父親と子どもからなる家庭（父子家庭）は平成7年以降低い水準で減少傾向にあるものの、母親と子どもからなる家庭（母子家庭）については平成7年以降増加傾向にあり、ひとり親家庭への支援の充実が求められています。

栗原市の子どものいる世帯状況の推移（各年度10月1日現在）

	平成7年	平成12年	平成17年
一般世帯数（世帯）	23,537	23,827	23,679
18歳未満の親族がいる母子のみの世帯数（世帯）	193	213	227
一般世帯に占める母子のみの世帯の割合（％）	0.8%	0.9%	1.0%
18歳未満の親族がいる父子のみの世帯数（世帯）	25	18	18
一般世帯に占める父子のみの世帯の割合（％）	0.1%	0.1%	0.1%

（資料：国勢調査）

栗原市の母子・父子のみの世帯数の推移



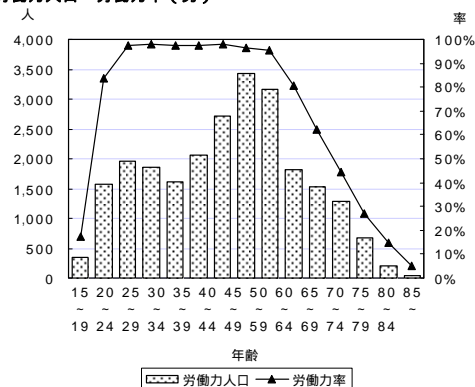
平成12年以前は、旧10か町村の合計の数値。

3. 就業の状況

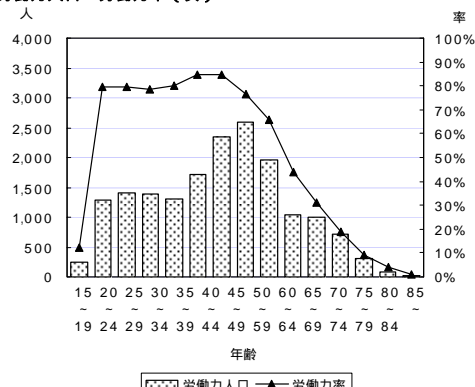
(1) 労働力率

栗原市の労働力率をみると、男性が25歳代から59歳まで90.0%を超える労働力率を示しているのに対し、女性は35歳代から49歳においては80.0%を超えるものの、全体的には男性より低い状況となっています。特に20歳代から34歳にかけては労働力率が低下しています。これは、結婚や子育てのために仕事を辞め、家事や子育てなどに専念する女性が多いことの現れと考えられます。

労働力人口・労働力率（男）



労働力人口・労働力率（女）

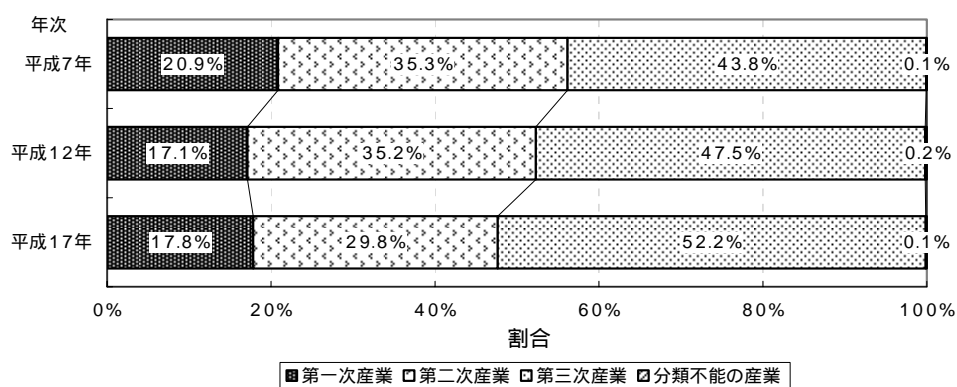


（資料：国勢調査（平成17年））

(2) 就業構造

栗原市の産業構造別の就業者割合は、第一次産業、第二次産業ともに減少傾向にある一方で、第三次産業については増加傾向にあります。

産業分類別就業構造



(資料: 国勢調査(平成17年))

4. アンケート調査からみえる子育ての現状

(1) 調査の概要

調査目的

栗原市次世代育成支援行動計画(後期計画)の策定にあたり、市民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見などを把握するため、アンケート調査を実施しました。

調査方法

[調査対象及び対象数]

・就学前児童の保護者:1,000名

・小学校就学児童(以下「就学児童」という)の保護者 :1,000名

[抽出方法] 無作為抽出

[調査方法] 地区民生委員による配布・回収

[調査期間] 平成21年2月

調査票配布・回収結果状況

調査対象	配布数	回収数	回収率
就学前児童	1,000名	956名	95.6%
就学児童	1,000名	972名	97.2%

(2) 主な調査結果

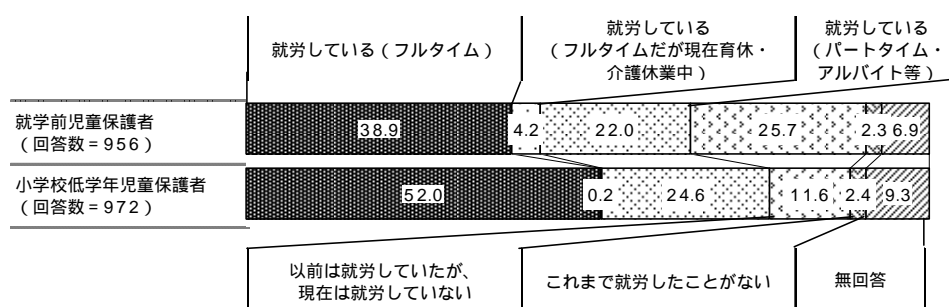
母親の就労状況

母親がフルタイムで就労している家庭の割合は、就学前児童 38.9%、就学児童で 52.0%となっています。パートタイム、アルバイトも含めると、現在就労している母親は就学前で 65.1%、就学児童で 76.8%となっています。

また、以前就労していたが、現在は就労していない母親の割合は、就学前児童が 28.0%、就学児童は 14.0%となっています。

このことから、子どもが小学生になると就労する母親が多いことが分かります。

母親の就労状況

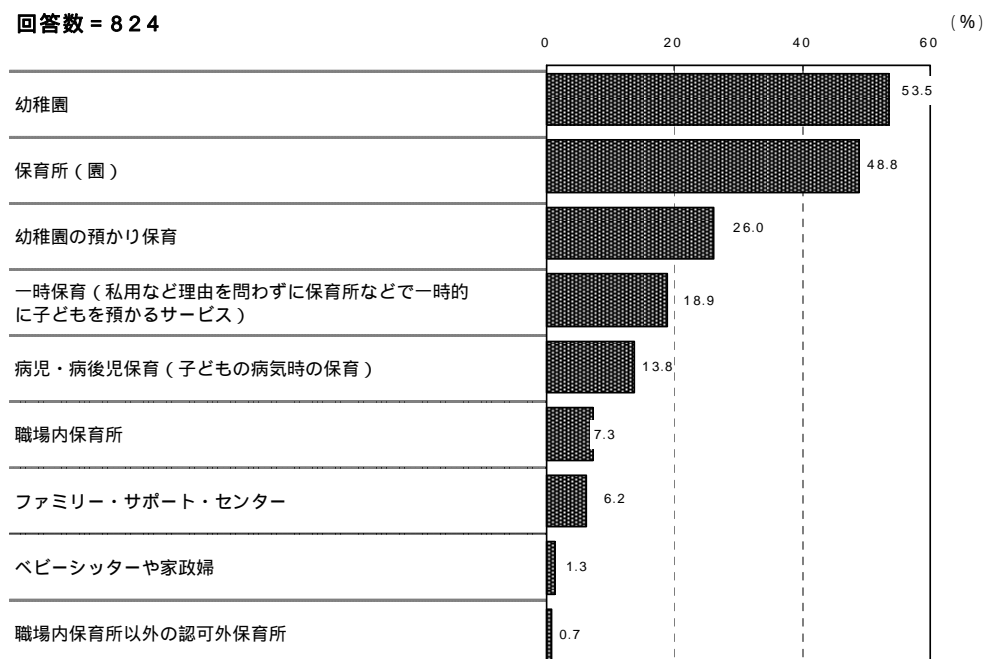


保育サービスの利用希望

就学前児童において今後利用を希望するサービスは、「幼稚園」が 53.5%と最も多く、次いで「保育所(園)」が 48.8%、「幼稚園の預かり保育」が 26.0%、「一時保育(私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを預かるサービス)」が 18.9%、「病児・病後児保育(子どもの病気時の保育)」が 13.8%、「職場内保育所」が 7.3%、「ファミリー・サポート・センター」が 6.2%などとなっています。

保育サービスの利用希望

回答数 = 824



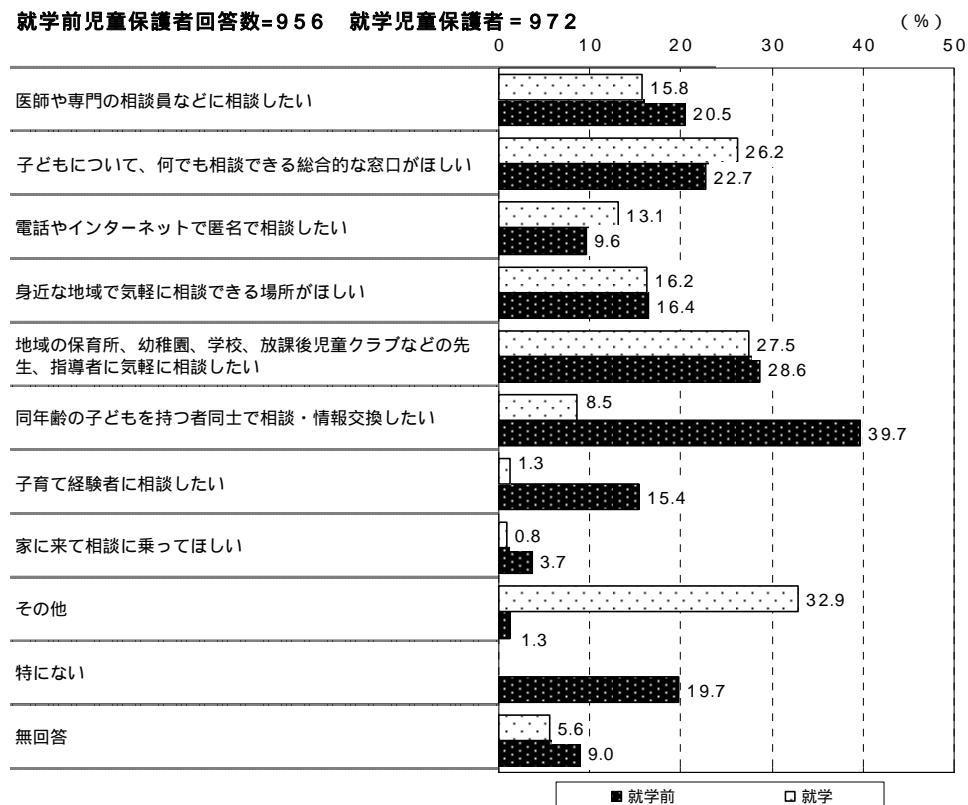
子育てについて相談したいと思う方法や場所の希望

子育てに関する相談方法や相談先については、「同年齢の子どもを持つ親同士で相談・情報交換したい」が就学前児童で 39.7%なのに対し、就学児童では 8.5%となっています。

これは、子どもが小学校に入学すると学校行事や PTA 等により同年齢の児童の親同士の交流が生じることによるものと考えられます。

子育てに関して相談したいと思う方法や場所

就学前児童保護者回答数=956 就学児童保護者=972

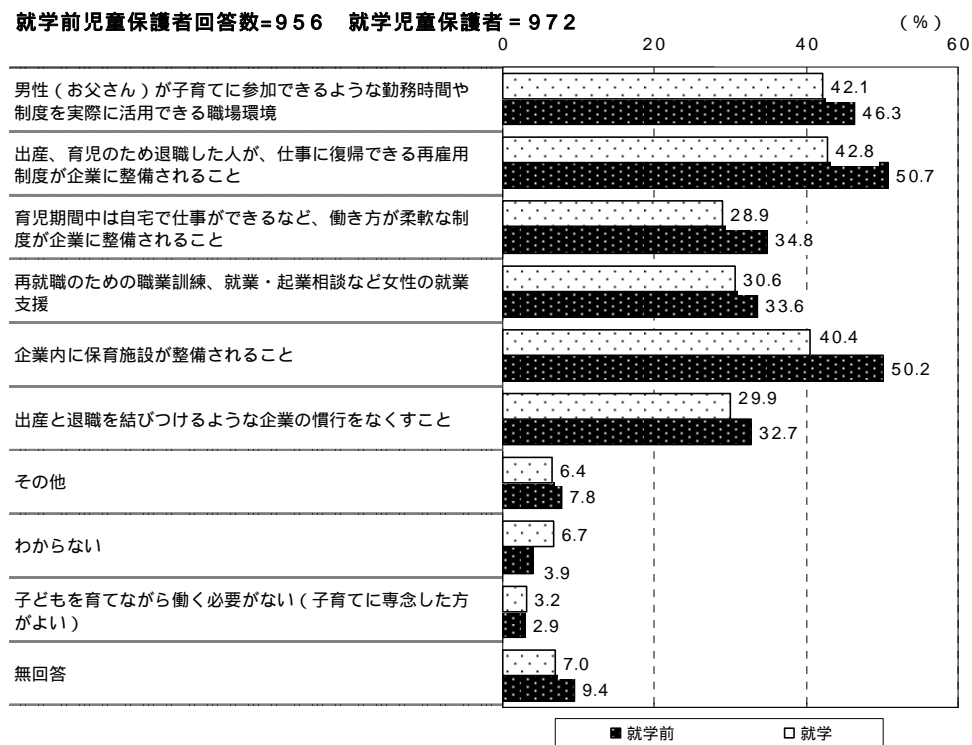


子育てと仕事の両立のために必要なこと

女性(母親)にとって、「子育て」と「仕事」を両立させるために必要なことについては、男性(父親)が育児に参加できる制度を活用できる職場環境の整備や、出産で退職した人が復帰できる再雇用制度の整備、企業保育施設の整備のほか、育児期間中でも仕事ができるような柔軟な働き方ができる制度の整備、再就職のための職業訓練や相談、出産と退職を結びつける慣行をなくすことなど、様々な取り組みが必要だと考えられています。

子育てと仕事の両立のために必要なこと

就学前児童保護者回答数=956 就学児童保護者=972



第3章

計画の基本的方向

1. 基本理念

本計画は、前期計画に引き続き、以下の基本理念を定めます。

すくすく いきいき 子育てのまち 栗原

2. 基本目標

次世代育成支援に関する施策を推進していくため、以下の視点から検討・推進を図ります。

[施策1] 地域における子育ての支援

子どもを安心して生み育てることができるよう、保育サービスや相談、情報提供、児童の健全育成事業などによる子どもの成長と子育てを応援します。

[施策2] 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

親子の健康が確保されるよう、保健・福祉・教育の各分野が連携しながら母子保健事業を展開し、健康づくりを応援します。

[施策3] 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子ども一人一人が自ら持つ個性や可能性を、教育や遊び、暮らしのなかで伸ばすことができるよう、家庭・学校・地域が連携しながら様々な事業を展開し応援します。

[施策4] 子育てを支援する生活環境の整備

子どもとその家族が、快適な環境のなかで生まれ育ち、活動できる重要な要素となる住まい・地域・生活環境・道路交通などの整備を行い、良好な環境のなかで生活できるよう応援します。

[施策5] 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と子育ての両立を目指し、就業者や企業との連携を図りながら仕事と子育てをする家庭を応援します。

[施策6] 子ども等の安全の確保

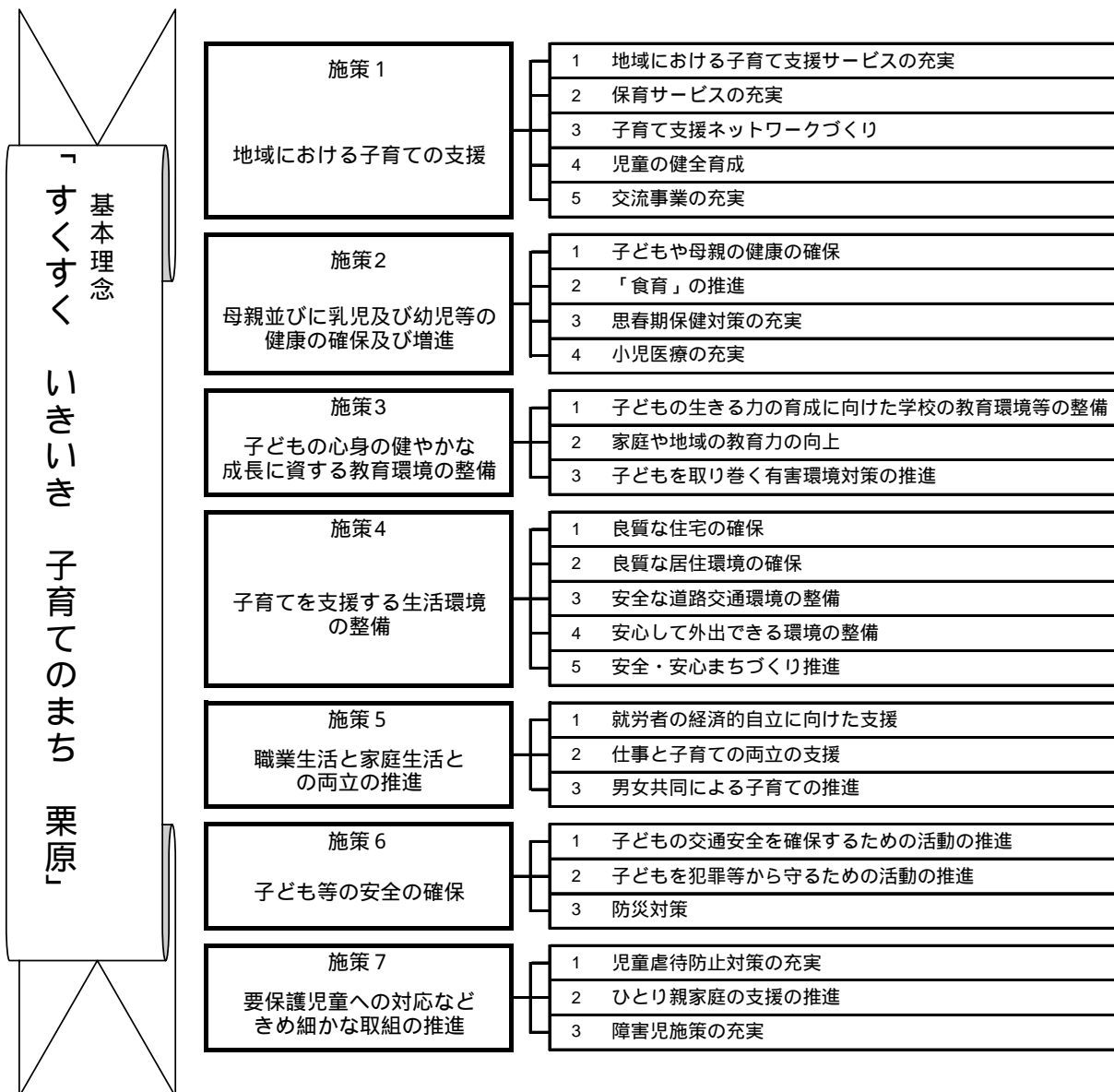
事故や犯罪の被害から子どもを守るため、地域ぐるみで協力しながら安全で安心して生活できる地域づくりを応援します。

[施策7] 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

子どもへの虐待の防止など適切な対応体制の確保、ひとり親家庭の自立支援、障害児対策などの課題に取り組み、誰もがあたりまえに暮らせる地域づくりを応援します。

2. 施策の体系

本計画における施策の体系を次のとおりとします。



第2部 各論

次ページ以降、事業名の後についている凡例は以下のとおりです。

[新] :後期計画において新たに盛り込んだ事業。

[重] :後期計画において特に重要と位置づける事業

第1章

地域における子育ての支援

【現状と課題】

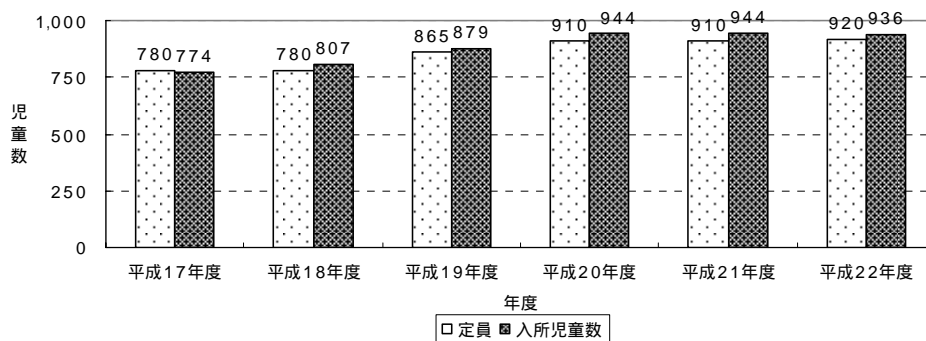
子どもの数が減少する一方で、核家族化が進行しており、また、女性の社会進出や現在の社会経済の不安定な状況を反映し、働く女性の数が増加の一途をたどっています。こうした背景により、保育ニーズは年々増加しています。栗原市では、前期計画における保育所の定員目標を793名としていたのに対し、それを超える910名の定員となるよう保育所を整備しましたが、それでも約50名の待機児童がいるなど、入所希望の増加を見越した対応が求められています。また、適切でない養育環境に置かれている児童を支援するため保育所を利用するなど、保育所に求められるニーズは多様化し、その役割は更に重要となってきています。

公民館児童室を含む放課後児童クラブは、前期計画の達成目標である6か所を超えた17か所、定員575名で実施しています。働く女性の増加、子どもを巻き込む犯罪や事件の増加による放課後児童の安全の確保など、放課後児童クラブへのニーズは高く事業のさらなる充実が求められています。

地域の子育て家庭に対する育児支援については、地域子育て支援センター事業を実施しています。農村地域においても地域のつながりが希薄化しつつあることを背景に、地域子育て支援センターをはじめ身近なところで親子が集える場所の整備が求められています。

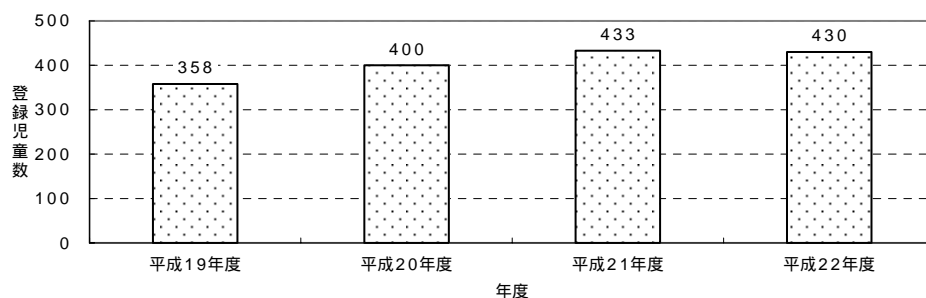
児童の健全育成については、少子化の進行、家庭や地域社会の教育力の低下などの様々な問題が指摘されるなか、特に子どもたちの精神的な自立の遅れや社会性の涵養不足が顕著になり、児童のひきこもりや不登校などが年々増加傾向にあります。

保育所入所児童数の推移（各年度4月1日現在）



注：平成22年度の入所児童数は、平成22年1月の入所選考会での入所承諾児童数

放課後児童クラブ登録児童数の推移（各年度5月1日現在）



< 施策の方向 >

1. 地域における子育て支援サービスの充実

(1) 居宅において児童の養育を支援する事業

ファミリー・サポート・センター事業

保育等の援助を受けたい人と、援助したい人を会員とする組織により、保育所への送迎、一時預かり等育児について助け合いを行う事業です。

栗原市では、平成 19 年 10 月に「くりはらファミリー・サポート事業」を開始し、利用実績も伸びてきています。今後は、さらに会員数の増加を図り、地域子育て支援ネットワークとして定着することを目指します。

育児支援家庭訪問事業

生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)として、栗原市では生後1か月前後の産婦・新生児訪問を実施しており、平成20年度の訪問実件数は469件で実施率94%でした。今後は実施率100%を目指します。また、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要になっている家庭に対し保健師等が訪問する「育児支援家庭訪問事業」を実施し、訪問件数は平成19年度の63件から平成20年度には130件に増加しています。これらの事業は、平成21年4月から「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」として児童福祉法上の第2種社会福祉事業に位置づけられ重要な事業であることから、育児を支援するための訪問指導等に積極的に取り組みます。

子ども家庭支援員訪問事業

子育てに関する不安や悩みを抱える家庭に対し、子ども家庭支援員を派遣し、育児の悩みの傾聴や育児や家事の支援等を行い、育児期の孤立感や育児不安の解消を図ります。

(2) 施設において児童の養育を支援する事業

病児・病後児保育事業

保育所等へ通所中の児童が発熱等の急な病気となった場合、当該児童を専用スペース等において保育する事業です。市民の要望もあり、今後、地元医療機関と連携し実施に向けた検討を行います。

放課後児童健全育成事業

保護者が仕事等により、日中家庭にいない小学校低学年の児童を、授業の終了後、小学校や集会所、児童館で預かる放課後児童クラブを実施しています。

栗原市では、平成 21 年度現在市内 17 か所に設置し、利用定員数は 575 人で実施しておりますが、実際の利用児童数は定員を下回っています。今後、学校再編などによる利用児童数の増加が見込まれることから、引き続きニーズに合わせた対応に努めます。

幼稚園預かり保育事業

教育時間終了後に、家庭において保育に欠ける幼児を対象に行う教育活動である幼稚園の預かり保育は、平成 21 年度は 7 地域 8 か所の幼稚園で実施し、約 200 人の幼児が利用しています。他の 3 地域のうち 2 地域は幼保一元化施設であり、1 地区は未実施となっています。利用希望幼児数が増加傾向にあるため、ニーズに対応できるよう整備を進めながら事業の継続に努めます。

(3) 児童の養育について必要な情報提供や相談を行う事業

地域子育て支援センター事業

地域子育て支援センターは、地域の子育て支援の活動拠点として、親子の遊びの場を提供し、育児相談やサークル活動等を実施して在宅の子育て家庭の支援を行います。また、地域における多様な子育て支援サービスに関する情報を把握し、保護者への情報の提供を行います。

栗原市では、平成 21 年度現在、保育所に併設した地域子育て支援センターが 5 か所、保健センター等を会場に週 2 回程度開催する形態で 3 か所実施しています。未設置の 2 地域については、平成 23 年度中の事業開始を目指しています。

家庭児童相談

相談者が、気軽に家庭や児童に関する様々な相談ができるよう、子育て支援課に 2 名の家庭相談員を配置し相談に対応するとともに、必要に応じて家庭訪問や関係機関との連絡調整を行っています。

また、各総合支所の保健師が第一線の相談窓口であり、相談や面接、家庭訪問を通じ、必要に応じて精密検査や専門相談などのコーディネートを行っています。

(4) 子育て支援事業に関する情報提供・助言及び利用のあっせん等の

実施

保育サービスに関する情報提供

妊娠から出産、子どもの発育、保育所や幼稚園などの子育てに関する情報を盛り込んだ「栗原市子育て応援ガイドブック」を発行し、妊娠届や転入の際に子育て家庭に配布し、情報提供及びサービスの向上を図ります。

育児関連講座

栄養、歯科、発育発達等、子育てに関する講話を実施します。

事業名	事業の内容	担当課
くりはらファミリー・サポート事業 [重]	児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。また、会員相互の交流や仲間づくりを推進します。	子育て支援課
乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業 [重]	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師や助産師が訪問し、様々に不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が特に必要な家庭に対し、適切なサービス提供につなげます。 特に養育支援が必要な家庭に対しては、保健師等による具体的な養育に関する指導・助言を行います。	健康推進課
子ども家庭支援員訪問事業 [新]	子育てに関する不安や悩みを抱える家庭に対し、子ども家庭支援員を派遣し、育児の悩みの傾聴や育児や家事の支援等を行い、育児期の孤立感や育児不安の軽減を図ります。	子育て支援課
病児・病後児保育事業	保育所等へ通所中の児童が発熱等の急な病気となった場合、当該児童を専用スペース等において保育する事業です。地元医療機関と協議し実施に向けた検討を行います。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) [重]	保護者が仕事等により、日中家庭にいない小学校低学年の児童を、授業の終了後、小学校や集会所、児童館等で預かり、「遊び」や「生活」を通して、子どもの健全育成を図ります。	社会教育課

事業名	事業の内容	担当課
幼稚園預かり保育事業	幼稚園における教育時間終了後、家庭において保育に欠ける園児を対象に午後も引き続き園児を預かります。	学校教育課
地域子育て支援センター事業 [重]	地域の子育て支援の活動拠点として、子育て家庭の支援活動の企画及び実施を担当する職員を配置し、親子の遊びの場の提供、育児不安等についての育児相談、子育てサークル等への支援を実施します。	子育て支援課
家庭児童相談	相談者が電話や来庁により、気軽に家庭や児童に関する様々な相談ができるよう家庭相談員を配置して相談に対応するとともに、必要に応じて家庭訪問や関係機関との連絡調整を行います。また、子育て支援課及び各総合支所の保健師が専門相談に対応します。	子育て支援課
保育サービスに関する情報提供 [重]	妊娠から出産、子どもの発育、保育所や幼稚園などの子育てに関する情報を盛り込んだ「栗原市子育て応援ガイドブック」を、子育て家庭に配布します。また、インターネットを活用した情報発信を充実させます。	子育て支援課
育児関連講座	乳幼児期の子どもの成長に関わる正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど育児に関する講話を実施し、学習機会の提供に努めます。	健康推進課

2. 保育サービスの充実

(1) 通常保育事業

保護者が日中就労等のために保育できない児童を保育所で保育します。保育所の入所希望者はここ数年増加傾向にあり、これまで定員を増やし対応してきましたが、求職者を中心に待機児童が生じています。今後は、国の「新待機児童ゼロ作戦」の目標達成に向け、新たに保育所及び幼稚園施設を幼保一元化施設とすることにより、受入児童数の増員を図り待機児童解消に努めます。

「新待機児童ゼロ作戦」とは、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会の実現を目指して政府が策定したプランで、平成29年度における保育サービス(3歳未満時)の提供割合を38.0%と設定しております。栗原市では平成21年度時点で約35%となっております。

(2) 延長保育事業

現在14か所の市立保育所すべてで延長保育を実施しており、利用者は40数名で推移しています。保護者の勤務時間が多様になっており、ニーズに対応するため今後もすべての保育所で午後6時30分～午後7時までの延長保育を実施します。

(3) 一時保育事業

現在10か所の市立保育所で一時保育を実施しており、平成20年度の実利用者は387人、延利用者は1,578人であり、2～3年は同様の傾向で推移しています。今後も現在の実施体制を維持し、保護者の疾病、リフレッシュなど多様な利用形態に対応できるよう事業の充実に努めます。

(4) 子育て家庭の経済的負担の軽減

子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、すこやか子育て支援金の支給や、保育料の軽減策を図ります。

(5) 幼稚園・保育所の一元化施設整備の推進

幼保一元化による幼児教育及び保育の充実のため、「栗原市立学校再編計画に基づく幼保一元化推進方針」を踏まえ、地区内の乳幼児数や施設の状況などを鑑みながら幼稚園と保育所の一元化施設の整備を推進します。

事業名	事業の内容	担当課
通常保育事業 [重]	<p>保護者が日中就労等のために保育できない児童を月曜日から土曜日まで(祝祭日及び年末年始を除く)保育所で保育します。</p> <p>厚生労働省がとりまとめた「新待機児童ゼロ作戦」の目標である、3歳未満児に対する保育サービスの提供割合 38.0%を早期に達成し、待機児童解消に努めます。</p>	子育て支援課
延長保育事業	<p>保護者の多様な勤務形態に対応できるよう、保育所において、通常保育の前後に時間を延長して保育を行います。引き続きすべての保育所で実施します。</p>	子育て支援課
一時保育事業	<p>保育所に入所していない児童を対象に、一時的に保育が必要となった場合や、リフレッシュ等のために児童を預かります。</p>	子育て支援課
保育料の軽減	<p>同一世帯から同時に2人以上の児童が保育所に入所している場合、2人目以降の入所児童の保育料を軽減します。</p>	子育て支援課
幼稚園、保育所の一元化の推進	<p>地区内の乳幼児数や施設の状況などを鑑みながら幼稚園と保育所の一元化施設の整備を推進します。</p>	教育環境推進室 子育て支援課
保育所での緊急連絡網の構築 [新]	<p>保育所での緊急情報や防犯情報のほか、行事情報などを保護者にメール配信し、児童の安全対策や保護者と保育所との間の情報共有を図ります。</p>	子育て支援課
すこやか子育て支援金の支給	<p>保護者の経済的負担の軽減を図るため、子どもが生まれたとき及び第3子以降の子どもが小学校に入学したときに支援金を支給します。</p>	子育て支援課

3. 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、地域における子育て支援サービス等のネットワークの整備を検討します。

事業名	事業の内容	担当課
地域子育て支援センター事業(再掲) [重]	地域の子育て支援の活動拠点として、子育て家庭の支援活動の企画及び実施を担当する職員を配置し、親子の遊びの場の提供、育児不安等についての育児相談、子育てサークル等への支援を実施します。	子育て支援課
子育てサークルの支援	子育ての各種サークルの活動を支援するため、場所の提供、保健師、栄養士、保育士等の人材の派遣等の支援を行います。	子育て支援課
くりはらファミリー・サポート事業(再掲) [重]	児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。また、会員相互の交流や仲間づくりを推進します。	子育て支援課
保育サービスに係る情報提供(再掲) [重]	妊娠から出産、子どもの発育、保育所や幼稚園などの子育てに関する情報を盛り込んだ「栗原市子育て応援ガイドブック」を、子育て家庭に配布します。また、インターネットを活用した情報発信を充実させます。	子育て支援課

4. 児童の健全育成

(1) 児童の居場所や活動の場の確保

放課後児童健全育成事業の実施等により、児童の居場所や活動の場を確保することにより、児童の健全育成を図ります。

(2) 不登校児童への対応

いじめや不登校をはじめとする児童・生徒の問題行動に対応するため、学校における生徒指導の充実や相談体制の整備などを行います。

(3) 民生委員・児童委員活動の充実

非行等の防止のためには学校や関係機関のほか、地域との連携による見守りが必要です。民生委員・児童委員の地域活動における役割はますます大きくなることから、今後もその活動を支援していきます。

事業名	事業の内容	担当課
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) (再掲) [重]	保護者が仕事等により、日中家庭にいない小学校低学年の児童を、授業の終了後、小学校や集会所、児童館等で預かり、「遊び」や「生活」を通して、子どもの健全育成を図ります。	社会教育課
豊かな心を育む教育環境創造事業	いじめ、不登校問題への対応として、問題を抱える児童・生徒、保護者等への支援や相談体制を整備します。	学校教育課
青少年のための栗原市民会議	青少年の健全な育成を市民総ぐるみで推進することを目的に、青少年関係団体や関係機関により組織し、少年の主張の開催、青少年の非行防止運動を行うなど、様々な活動を実施します。	社会教育課
民生委員・児童委員の活動の支援	民生委員・児童委員協議会の定例会や随時開催される研修会等で児童の健全育成に関する情報共有を図ります。	社会福祉課 子育て支援課

5. 交流事業の充実

地域の親子や高齢者と保育所の子どもたちが、もちつきなどの行事やレクリエーションを通して、世代間交流や異年齢児による交流を図ります。

事業名	事業の内容	担当課
保育所地域活動事業	運動会やお遊戯会等の事業に地域の高齢者や子どもたちを招待したり、老人クラブとのお茶会、デイサービス交流会の実施などにより、保育所に入所している児童と保育所を利用していない児童や地域の住民等との交流を図ります。	子育て支援課

第2章

母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

【現状と課題】

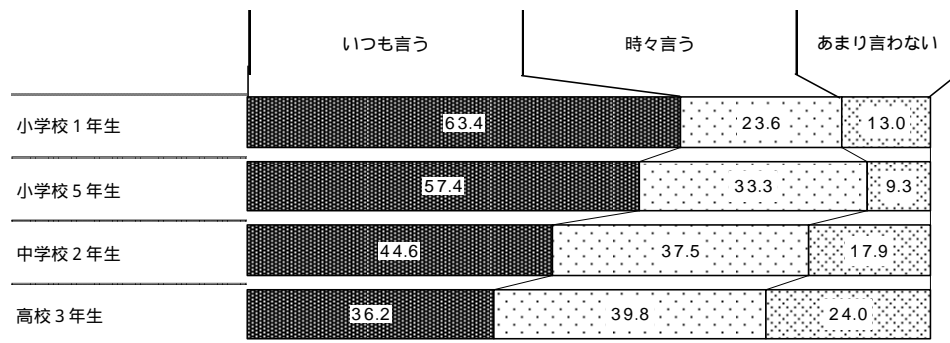
母子保健事業は、出産、子育ての最初の段階において、母子の健康維持や健やかな乳幼児の発達のために重要な役割を果たしています。しかし、近年、妊娠中に健診を全く受けない妊婦の存在や10代の妊娠・出産、また安全・安心な出産を確保するための周産期医療体制の整備など母子保健分野の課題も明らかになってきました。また、生活習慣病についての関心が高まるなかで、中高年になってからではなく、子どものころから健康づくりや食育の推進を図ることが重要視されるようになってきています。

最近では、子育てに不安を訴える母親の増加や、乳幼児虐待の問題もあり、悩みを抱える母親の相談や指導において母子保健分野の役割が大きくなっています。

さらに、次の世代の父親や母親になる子どもに対し、出産と子育てに関する意識づくりや飲酒・喫煙・薬物・性感染症等の危険性を伝える思春期保健事業も重要となってきています。

こうした課題に対応するため、これからの母子保健は、医療、教育、児童福祉との密接な連携のもとに、その役割を十分に認識したあらたな体制づくりが求められています。

食前食後のあいさつをする人の割合（平成21年食育アンケートより）



< 施策の方向 >

1. 子どもや母親の健康の確保

(1) 母子健康手帳交付と面接相談

お母さんと赤ちゃんの健康管理と、安心して妊娠出産するための、一番はじめの支援として、妊娠届の受付と母子健康手帳の交付を行います。

妊娠期の生活の仕方や、胎児の健やかな成長のための妊婦健診の大切さなどについて、保健師と栄養士が面接相談を行います。

母子健康手帳交付日について、広報等で周知を図りながら母子健康手帳交付時の指導・相談を充実して、妊婦が安心して出産の準備ができるよう努めるとともに、母子保健サービス等の周知を図り、身近な相談窓口となるように努めます。

(2) 父子手帳の交付

核家族化が進んでいることをはじめとして、育児のサポートが得られにくい状況が増していく社会では、母親中心ではなく、夫婦の協力による子育てが必要になっています。

父親の存在が母親の安心感につながり、親子の良好な関係を構築する基礎となることから、父子健康手帳を交付し、お父さんへの育児支援を行います。

(3) 妊婦一般健康診査への助成

厚生労働省では、安全に妊娠出産するために望ましい妊婦健診の回数を 14 回としています。経済的理由による妊婦健診の未受診を防ぎ、身近に産婦人科が少ないことによる通院の負担感の軽減を図るため、栗原市では、14 回の妊婦健康診査助成券を母子健康手帳交付時に交付します。また、宮城県外の産婦人科で妊婦健診を受けた場合についてもその費用を助成します。

(4) 周産期医療体制の確保に向けた対応

栗原市内の産婦人科医療機関は1か所のみであり、近隣の医療機関にも依存しています。特にハイリスクな妊産婦について、これらの医療機関と密接な連携のもとに、早期に適切な対応ができるよう体制づくりに努めています。地域の産婦人科、小児科を守り、妊産婦や子どもの健康を守るために、宮城県内の周産期医療体制の整備が進められており、搬送体制なども含め県や医療機関と連携して対応します。

(5) 妊産婦・新生児等訪問指導

子どもが生まれたすべての家庭に対し、産後1か月を目安に保健師もしくは助産師が訪問します。産後1か月が産婦の疲労のピークといわれており、産後1～2か月の時期に、安心して育児ができるよう、お母さんの体調や乳児の養育、健康管理に関する情報提供と相談を行います。また、産後うつ病など、産後に心配な精神症状や病気があることを、地域や家族、妊産婦に啓発していくとともに、産後早期からの支援を行います。

(6) 乳幼児健康診査

乳幼時期の健康診査や歯科健診において、子どもの月齢に応じた発育・発達を確認し、疾病や異常等の早期発見と親子の心身の健康保持を図ります。また、健診時に、子どもの誤飲、転落、転倒、やけど等の事故防止の啓発を行うとともに、虐待予防の視点に立った早期支援のための関わりが持てるよう、健診の充実を図ります。

各種乳幼児健診等で継続して指導が必要な子どもとその家庭に、保健師が訪問し、精密検査の実施や専門機関への紹介、個別相談などへつなぎます。複雑化する問題に対応できるように、専門相談員を配置するなど相談体制を整備します。

(7) 育児相談

母親学級や育児相談については、父親の参加も含めて呼びかけます。また、親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用して親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含めた妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ります。

(8) 学校保健安全法による健康診断等

学校保健計画に基づき、各種定期健康診断による疾病の早期発見と健康状態の把握、衛生管理を推進します。

学校が家庭に配布する保健だより等により、健康増進の啓発を図ります。教育相談と連携し、家庭の理解と協力を得て、児童・生徒等の健康づくりを推進します。

事業名	事業の内容	担当課
妊婦一般健康診査の充実 [重]	妊婦一般健康診査の普及・徹底を図るため、助成の回数を14回にし、受診券(一部助成券)を交付します。受診券が使用できない宮城県外医療機関の受診についても、助成金を交付します。	健康推進課

事業名	事業の内容	担当課
新生児・乳幼児・ 妊産婦訪問指導 (再掲) [重]	訪問指導が必要な乳幼児及び妊産婦の家庭を保健師、助産師、栄養士等が訪問し、保健指導や相談を行います。とりわけ、育児不安の大きい出産直後から新生児訪問指導を行い、母親の不安解消や乳幼児の健やかな成長の一助とします。	健康推進課
乳幼児健康診査 [重]	乳幼児とその保護者を対象に発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消を図るために実施します。市内を3ブロックに分けて実施し、健診後、精密検査や育児相談などが必要な場合は、関係機関と連携し対応します。 3～4か月児健診 1歳6か月児健診 3歳児健診 2か月児、8か月児健診(医療機関)	健康推進課
歯科健診の充実	乳幼児期に4回の歯科健診、フッ素塗布、歯科衛生士によるブラッシング指導を実施します。また3歳児健康診査でむし歯のない子に対して、広報紙への写真掲載と表彰を行います。 1歳6か月歯科健診 2歳児歯科健診 2歳6か月歯科健診 3歳児歯科健診	健康推進課
乳幼児相談の充実	保健師と栄養士・歯科衛生士・保育士による相談を実施します。子どもの発達に合わせた遊びや関わり、個別の相談等、10か月から11か月児を対象としたものや、定期の相談のほか、随時に相談を受けるなど、ニーズにあわせて実施します。親子の心の相談として、心理司の相談も行います。	健康推進課
母親学級・両親学級	出産予定の母親と家族を対象に妊娠・出産・育児について学ぶ場を提供することで、育児不安の解消や地域の仲間づくりを支援します。	健康推進課
定期健康診断の実施	学校保健計画に基づき、学校における健康診断を実施し、児童・生徒等の疾病の早期発見と健康状態の把握を行います。	学校教育課
健康教育の実施	保健だよりの発行等により、児童・生徒等の健康増進を啓発し、児童・生徒等の健康づくりを推進します。	学校教育課

2. 「食育」の推進

「食」は命の源であり、健康な生活を送るうえで最も重要で、欠く事ができないものです。

栗原の自然の恩恵に感謝し、地域の食材や食文化を大切にしたい、「栗原市食育推進計画」～くりはらの「食」で元気をつくろう～を平成21年1月に策定しました。この計画に基づき、全ての年代において健全な食生活を実践していくための市民運動を推進します。

(1) 「食」を通じた健康づくりの推進

生涯にわたる心身の健康保持・増進のため、市民一人一人が「食」に関心を持ち、正しい知識を習得することができるようにします。また「はやね・はやおき・あさごはん」の奨励運動を推進し、望ましい食習慣を実践することで、むし歯を含む生活習慣病の予防を推進します。

食事バランスガイドなどを保健・教育・生産者や食生活改善推進員など各方面で活用し、個人に合わせた食の選択力を身につけ、地域ぐるみで「食」からの健康づくりに取り組みます。

(2) 楽しい食体験を通じた食育の推進

家族や友人と一緒に食事をしたり料理をする体験を通し、マナーを身につけるようにします。給食を通し、楽しみながら様々な食体験ができるよう取り組みます。食材の栽培や生産、流通、調理などについて学び、「食」を大切にする気持ちや感謝の気持ちを育みます。

(3) 食の安全・安心の確保

安全で安心な食生活をおくるため、市民一人一人が食の安全を意識し、「食」を選択する力を身につけます。また、手洗いなど衛生面での必要な習慣を身につけ、自らの衛生管理に努めます。

(4) 地産地消の推進

米を中心にした栗原地域の食材を給食施設等で積極的に活用するなど、地域の活性化に繋げていきます。教育機関・行政・生産者・販売業者など各機関での取り組みと連携し、地産地消について学び、食料自給率の向上に向けた活動を実践します。

(5) 栗原の食文化伝承活動の推進

栗原の伝統的な食文化を家庭や地域で大切に守り、次の世代へ伝えていくようにします。

地域の高齢者の知恵や知識、豊かな経験に触れることができるよう世代間交流事業等を推進するとともに、各種イベントなどを通して郷土料理を味わう機会や食文化にふれる機会を増やし、大切に守っていく心をはぐくみます。

事業名	事業の内容	担当課
栄養相談・栄養支援事業	乳幼児健診や育児相談における栄養士による相談の実施及び、乳幼児の家庭での食事を通じた家族の健康づくりの支援を行います。	健康推進課
食に関する情報の提供	乳幼児家庭での食事を通じた健康づくりを支援するため、乳幼児健診や育児相談にて、保護者を対象に望ましい食生活に関する資料・情報を提供します。	健康推進課
保育所における食育の推進	保育所の食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と良い食習慣を形成します。 楽しく食べる環境づくり 保育所におけるアレルギー対応食の提供 「はやね、はやおき、あさごはん」推奨運動の推進	子育て支援課
母子対象食育推進事業	幼児・児童及びその保護者に対し、栄養士及び食生活改善員等によるクッキング教室を行い、幼児期からの食教育を通じて日常の正しい食習慣を形成し、子どもたちの健やかな成長と食生活の改善を図ります。 おやこ食育教室 子ども食育教室 子育て支援センター食育教室	健康推進課
食生活改善推進員の活動支援	地域ぐるみの健康づくりを支援するために食生活改善推進員を育成し、活動を支援します。 各種健康教室の実施・支援 食事バランスガイドの普及	健康推進課
保健、教育等の連携の推進	保健・教育の連携により食に関する学習機会や情報の提供を進めます。 食と健康に関する教育の充実 アレルギー対応食に関する取り組みや指導 「はやね、はやおき、あさごはん」推奨運動の推進	健康推進課

3. 思春期保健対策の充実

思春期は、ライフサイクルのなかで身体的・精神的発達の最もめざましい時期であるため、心身に様々な変化が生じます。また、この時期は社会的な環境要因にも左右されることも多く、思春期の健康課題が生涯にわたることも考えられ非常に重要な時期です。

(1) 性教育

性に関する健全な意識の涵養と併せ、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及に努めます。また、学校での教育が家庭でも生かせるよう保護者に対する指導を行います。特に思春期における性行動の活発化等により、10代の人工妊娠中絶や出産が増えており、生命の大切さに関する講座の開催や望まない妊娠を避ける方法の普及・啓発を行います。

(2) たばこ・アルコール・薬物に関する教育

たばこ・アルコール・薬物については、青少年の間で警戒感や抵抗感が薄れ、興味からはじめてしまう傾向があります。学校での禁煙教育・薬物乱用防止教育を推進します。あわせて、家庭と地域の協力を得て防止できるように啓発します。

(3) 思春期保健事業

生命の尊さを感じ、互いに尊重することや人間として、女性として、男性としての役割を考え行動できる人を育てるため、小学校・中学校・高校と連携し、性に関する教育の充実を図ります。その一環として、小中学生が赤ちゃんと触れ合う体験の機会が持てるよう、保育所や幼稚園での保育触れ合い体験を実施します。

また、不登校や引きこもり、非行、家庭内暴力等、思春期特有のこころの問題が深刻化しています。乳幼児期からの良好な親子関係が築けるよう、家庭・学校・地域が連携し、思春期のこころの問題に対する相談体制の充実に努めます。子どもとその保護者の相談事業を宮城県と連携して行います。

事業名	事業の内容	担当課
思春期保健相談体制の充実	学童期・思春期における心の問題について、相談体制の充実を図ります。 思春期保健講座及び相談 学校におけるカウンセリング 家庭児童相談	学校教育課 子育て支援課 健康推進課

事業名	事業の内容	担当課
豊かな心を育む教育 環境創造事業 (再掲)	いじめ、不登校問題への対応として、問題を抱える児童・生徒、保護者等への指導相談体制を整備します。	学校教育課

4. 小児医療の充実

(1) 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、その充実が望まれますが、小児科医師の不足が課題となっています。

地元の小児科を標榜する診療所などをホームドクターに持つことや、県が整備を推進している小児二次、三次救急医療体制について周知を図ります。また、子どもの急病等における保護者の不安を軽減するため「宮城県こども夜間安心コール」事業の周知を図るほか、保護者等に対する救急時の対応に関する情報を提供します。

(2) 乳幼児及び子ども医療費助成

乳幼児医療費助成については、乳幼児が安心して医療サービスを利用できるよう一層の充実を図ります。また、小中学生が入院した際の医療費を助成し経済的負担を軽減します。

事業名	事業の内容	担当課
小児救急医療の充実	小児科のホームドクターを持つことや、県が整備を推進している小児救急医療体制について周知を図ります。また、宮城県こども夜間安心コール事業について周知を図ります。	子育て支援課 健康推進課
小児救急法の講習会 実施	子どもの不慮の事故を予防し、事故や急病時に適正な対応ができるよう小児救急法の講習会を実施します。	子育て支援課 社会福祉課
乳幼児医療費の助成	乳幼児が必要とする医療を容易に受けられるようにするため、乳幼児が医療機関にかかった際に窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成します。	子育て支援課
子ども入院医療費の 助成 [重]	小・中学生が入院した際に医療機関の窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成します。	子育て支援課

第3章

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

【現状と課題】

栗原市では、「知性と創造性に富み、心豊かでたくましい人間の育成」の理念のもと、生きる力を育む学校教育を推進しています。学校教育は、新学習指導要領が示され、知・徳・体のバランスがとれた「生きる力」を育むために、教科等の授業時数を増加するなど教育内容が改善されました。それにより、一人一人の子どもへのきめ細やかな対応や、地域や家庭の教育力の低下、子どもを取り巻く環境の変化による、内面に問題を持つ子どもへの対応などに要する教員の時間は増加傾向にあります。

社会教育においては、だれでも、いつでも、どこでも学ぶことができ、その成果を地域に生かせる環境づくりを目指しています。しかし、行政の広域化、高度情報化、少子高齢化等により、地域社会における人のつながりが希薄化し、新たな地域づくりのために必要な人の連携・協力的体制づくりが課題となっています。また、国では「子ども・若者育成支援法」を制定し、子ども・若者育成支援施策の総合的な推進を図ろうとしており、栗原市においても必要な取り組みの実践が求められます。

栗原市では、子どもたちがこれから激しく変化していく社会を乗り切るため、生涯にわたり集い、学び、自分を磨き、高めていくことができるよう、学校教育と社会教育とが連携して協働教育を推進し、栗原らしい豊かな自然と文化に育まれた地域性を生かし、生涯学習社会の実現のための環境整備を図ります。

< 施策の方向 >

1. 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

(1) 高度な教育への挑戦と国際的視野を持った人材の育成

主体的な学びや、他との連携が求められる社会で栗原市の子どもたちがたくましく生きていけるよう、自ら学び、自ら考える「生きる力」を培うため、児童・生徒の学力向上に向けた取り組みを進めます。

小学校からの英語活動を導入するなどし、国際的な視野と資質・能力の育成を図ります。また、子どもたち一人一人に応じたきめ細やかな学習指導、生徒指導を行います。

(2) 地域への愛情と豊かな感性の育成

栗原らしい豊かな自然と触れ合う機会を拡充し、「遊び」の要素を積極的に取り入れた体験を通して、地域の人や行事の大切さについて学び、地域への愛情を育みます。

(3) 健やかな身体の育成

スポーツ活動の充実を目指し、地域の人材活用も含めた優れた指導者の育成及び確保と、指導方法の工夫及び改善等を進め、学校間の交流を増やし、部活動の充実を図ります。

(4) 信頼される学校づくり

学校と地域の連携

地域及び家庭と幼稚園・学校との一層の連携・協力を図り、特色ある幼稚園・学校づくりを進めます。

あわせて、幼稚園・学校においては、園児・児童・生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭や地域の関係機関・関係団体と連携し、安全管理を強化します。

学校再編

少子化による学校の小規模校化が進行し、学校の規模や集団が小さくなることによるさまざまな懸念が生じています。

小規模校の課題を解消し教育効果を高めるため、平成20年3月に策定した「栗原市立学校再編計画」に基づき、適正規模・適正配置などを目指した学校再編に取り組みます。

学校施設整備

安心して学べる学校環境を整備するため、小・中学校における耐震診断及び耐震補強を引き続き進めます。

交流事業の充実

地域間交流をさらに発展させ、国内外との交流の機会を一層充実します。

(5) 幼児教育の充実

幼児期の教育は、人格形成の基盤をつくる大切な時期であることから、図書館や公民館などにおける読み聞かせや、遊びを積極的に取り入れた体験活動を通して感性を育むため、幼児期や児童向けの事業の充実に努めるとともに、市立幼稚園の3年保育を推進します。

事業名	事業の内容	担当課
「国際田園都市」づくり 英語教育導入事業 [重]	多文化共生のための国際理解や英語力向上のため、小学校に外国語指導助手を配置し、小学校英語活動の充実を図ります。	学校教育課
語学指導外国青年 招致事業	JETプログラムにより、外国語指導を行う外国青年を招致し、市内中学校の外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルの国際交流の進展を図ります。	学校教育課
青空大使派遣事業	次代を担う中学生に海外の文化に直接触れる機会を提供し、多文化共生社会に対応し、将来の地域を担う国際的視野を持った人材を育成します。	社会教育課
学府くりはら 「学力向上推進事業」	学力向上のための各学校での独自の取り組みや、宮城教育大学と連携した「学府くりはら塾」の開講などにより更なる学力向上を図ります。	学校教育課
補助教員の配置 [重]	複式学級及び障害を有する児童・生徒が普通学級で学習や生活する場合の介助等を行い、よりきめ細やかな学習指導、生徒指導を実施します。	学校教育課
豊かな心を育む教育 環境創造事業 (再掲)	いじめ、不登校問題への対応として、問題を抱える児童・生徒、保護者等への支援や相談体制を整備します。	学校教育課
教育副読本の整備	小学校社会科副読本、中学校社会科地域教材、道徳郷土資料集の作成等を行います。	学校教育課
学校評議員の導入	学校・家庭・地域が連携し、開かれた学校を目指し、学校評議員を幼稚園、小・中学校に設置します。	学校教育課
「栗原市立学校再編 計画」の推進 [新]	少子化傾向により学校の小規模校化が進行している状況で、小規模校化による課題などを解消し教育効果を高めるため、「栗原市立学校再編計画」に基づき、市内小・中学校の適正規模の確保、適正配置を実現するため、保護者や地域の合意のもと学校再編を推進し、教育環境を整えていきます。	教育環境推進室

事業名	事業の内容	担当課
幼稚園3年保育の実施 [新]	幼児教育の充実を図るため、幼稚園再編と施設整備を考慮しながら、市立幼稚園の保育年数を3年に統一し、できるだけ早い時期に全ての市立幼稚園での3年保育を実施します。	教育環境推進室
給食未実施幼稚園への給食提供の検討 [新]	給食未実施幼稚園の解消について、学校再編計画などの関連計画の進捗動向や、施設改修を伴うことによる費用対効果などをふまえながら検討していきます。	教育総務課
スクールバスの運行 [新]	遠距離通学の園児・児童・生徒の通学における負担軽減や安全確保のため、学校再編計画など関連計画の進捗状況を踏まえ、スクールバスの運行を検討していきます。	教育総務課
環境教育の推進	自然保護やリサイクルなどの資源の再利用についての理解を深め、環境やアメニティに配慮するなどの環境教育を推進します。	環境課
親と子のふれあい事業	栗原の自然と、日常体験できないスポーツとの融合を図り、親子の絆を深め、コミュニケーション力の向上と子どもの生きる力を育みます。	社会教育課
「目指せ！日本一」 「やったね！日本一」 スポーツ振興事業	各種スポーツの全国大会などへの出場選手(団体)に参加費助成を行い、全国大会で優秀な成績を収めた選手(団体)に活動費の助成などを行い、競技力の向上を図ります。	社会教育課
スポーツ少年団の充実	スポーツ少年団活動の充実を図り、誰もが楽しみながら参加できるようにします。	社会教育課
指導者養成講座の充実	スポーツ・レクリエーション活動の一層の普及を図るため、スポーツ指導者及び指導者養成のための講座等を充実します。	社会教育課
総合型地域スポーツクラブの整備	体育施設において、多種目のスポーツをあらゆる世代の人に親んでもらうため、総合型地域スポーツクラブの形成を支援します。	社会教育課
私立幼稚園就園奨励事業	私立幼稚園の教育条件の維持・向上並びに私立幼稚園に在園する幼児の就園にかかる経済的負担軽減を図るため、就園及び幼稚園運営に必要な補助を行います。	学校教育課
絵本講座	毎月図書館で、絵本の読み聞かせ会や絵本の展示会を実施します。	社会教育課

2. 家庭や地域の教育力の向上

(1) 家庭教育への支援の充実

家庭教育の自主性を尊重しつつ、教育の原点である家庭の教育力を高めるため、教育分野だけでなく、保健や福祉の分野との連携を強化しながら、子どもの発達段階に応じた家庭教育支援に努めます。

(2) 地域の教育力の向上

栗原らしい地域の自然環境や経験豊かな人材の活用により、子どもの多様な体験活動の機会の提供や、世代間交流の推進により、地域の教育力の向上を図ります。

事業名	事業の内容	担当課
家庭教育講演会	小学校や幼稚園が行う家庭教育の講演会の開催等を支援します。	社会教育課
家庭・地域・学校の連携による青少年育成のための協働教育事業	家庭・地域・学校をつなぐコーディネーターの育成や、生涯学習の成果を生かすためのボランティアの育成を通じて、家庭と地域の教育力の向上を図ります。	社会教育課
くりはらの財(たから)人づくり共育(きょういく)事業	「地域づくりは人づくり」の観点から、県内のNPOなどで地域づくりに関わっている方を講師に、将来のまちづくりの担い手となる若手のリーダーを育成します。	社会教育課
生涯学習人材バンク「まなびの財(たから)箱」の充実	市民からの指導者の派遣要請など、多様なニーズに対応するため、ボランティアバンク登録者との連携を図りながら、生涯学習人材バンク制度の充実を図ります。	社会教育課
ジュニアリーダーの育成	子ども会活動及び地域社会の振興を図るため、年少リーダーとして必要な知識や技能を教え、将来の地域のリーダーとして育成します。	社会教育課
学校芸術鑑賞事業「本物の舞台・美術ワークショップ事業」	次代を担う児童・生徒を対象に、優れた芸術を鑑賞する機会を提供することにより、芸術に対する興味・関心を喚起し、生涯にわたって芸術に親しみ、心豊かな生活を創造していく力を育てます。	社会教育課

3. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

インターネットや携帯電話、出版物等の各種メディア上の有害情報が深刻な問題となっていることを踏まえ、関係機関と連携し、子どもを守るための体制を整備します。また、これらを販売する書店やコンビニエンスストア等に対し、自主的措置を行うよう働きかけます。

事業名	事業の内容	担当課
有害環境対策	性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌やビデオ、コンピュータ・ソフト等の有害図書類を販売している一般書店やコンビニエンスストア等に対し、関係機関と連携し、自主的措置を行うよう働きかけます。	社会教育課

第4章

子育てを支援する生活環境の整備

【現状と課題】

安心して子どもを生み育てるためには、住宅や道路、公共施設等が快適かつ安全に整備されていることが重要です。アンケート調査では、安全に遊べる場所がほしいという要望が多数ありました。

また、栗原市は国道4号線と国道398号線が縦横に走っており、東北縦貫自動車道のインターチェンジも2つあることから、大型車両の往来が市道においても盛んな地域です。

栗原市ではこれまで、市営住宅や下水道の整備、道路の安全性確保のための各種整備、安全な公園づくりを行ってきました。

施設整備を伴う事業については、既存施設の有効活用を考慮しながら、今後も引き続き、安心して子どもを生み育てることができる環境整備を進めていく必要があります。

< 施策の方向 >

1. 良質な住宅の確保

市営住宅の新設、建替、大規模改修などを計画的に進め、良質な市営住宅の提供を継続します。また、勤労者が市内に定住できるよう支援します。

事業名	事業の内容	担当課
市営住宅の整備	栗原市営住宅ストック総合活用計画並びに今後策定する栗原市公営住宅長寿命化計画にもとづき、高い安全性・居住性が確保された市営住宅の整備を進めます。	建築住宅課
勤労者の定住促進支援 [新]	市内の勤労者及び市外から転入した勤労者の定住促進支援を行います。	産業戦略課

2. 良好な居住環境の確保

生活インフラの水準を高めるとともに、近い将来高い確率で発生すると予測されている宮城県沖地震に備え、安心して安全な居住環境づくりを進めます。

事業名	事業の内容	担当課
戸別浄化槽設置事業 [新]	公設、公管理の市設置型浄化槽の設置を推進し、水洗化を促進します。	下水道課
住まいの耐震対策の 促進 [新]	住まいの耐震診断、耐震改修や家具の転倒防止により、安全・安心な居住環境の確保を図ります。	建築住宅課

3. 安全な道路交通環境の整備

子どもや子ども連れを含む全ての人が安全に通行することができる道路交通環境の整備を進めます。

事業名	事業の内容	担当課
計画的な道路整備	市道の計画的な拡幅や歩道・待避所の設置等により危険箇所や交通渋滞の解消を図ります。	建設課
生活道路拡幅整備 事業	住宅地周辺の生活道路については、計画的な拡幅整備を行い交通安全上の配慮はもとより、災害時の避難、緊急車両等の通行や消防活動の円滑化を図ります。	建設課
カーブミラーの整備	交通事故防止のため、公道の交差点等へのカーブミラーの整備を図ります。	危機管理室
交通安全看板等の 設置	市内における交通事故等の抑止のため、交通安全に関する看板等を設置します。	危機管理室
夜間の交通事故防止 対策	主要市道及び生活道路として利用されている市道交差点に、照度アップ等照明の改良も含め、道路照明灯の整備を図ります。	建設課

4. 安心して外出できる環境の整備

子どもや子ども連れを含む全ての人が安心して外出できるバリアフリーのまちづくりを進めます。

事業名	事業の内容	担当課
公共施設等のバリアフリー化の推進	公共施設等の整備にあたっては、「バリアフリー新法」(平成18年12月制定)や「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」(平成8年7月宮城県制定)に基づきバリアフリー化を進めます。	社会福祉課 建設課 都市計画課 建築住宅課

5. 安全・安心なまちづくり推進

犯罪を未然に防ぐための設備整備や、安心して子どもたちが遊べるような公園づくりを進めます。

事業名	事業の内容	担当課
防犯灯の設置	夜間における犯罪等の防止を図るため、防犯灯を設置します。	危機管理室
児童遊園、公園の整備・管理	子どもの安全な遊び場を確保するため、児童遊園、公園の安全管理や事故防止を図ります。	子育て支援課 都市計画課

第5章

職業生活と家庭生活との両立の推進

【現状と課題】

国では、育児・介護休業法の改正や、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章の策定など、少子化対策や次世代育成支援の大きな柱として仕事と生活の調和が実現した社会づくりを進めています。

栗原市ではこれまで、保育サービスの充実による就労支援や、男性の育児参加を促すための啓発などを行ってきました。

しかし、現実には父親の長時間労働や、仕事か子育てかの二者択一の状況などが続いており、バランスのとれた家庭生活を楽しむという状況にはまだいたっていません。

また、事業主側としても、従業員の仕事と子育ての両立に対する理解はしつつも、長引く不況など企業経営を取り巻く環境も厳しく、従業員の仕事と子育ての両立のための十分な環境整備ができず、雇用の確保も不透明な状況にあります。

今後は、労働者、事業主双方に対して実りのある、仕事と子育ての両立のための環境整備を推進していく必要があります。

< 施策の方向 >

1. 就労者の経済的自立に向けた支援

結婚したり子どもを生ま育てたりするためには、経済的に自立していることが必要です。

特に若者が学校から職業に円滑に移行できることが必要と考えられることから、若者の就労支援を推進します。

事業名	事業の内容	担当課
高校卒業予定者等の就職支援 [新]	ハローワーク(築館公共職業安定所)やポリテクカレッジ(東北職業能力開発大学校)と連携を図り、高校卒業予定者等の就職を支援します。	産業戦略課
求人情報提供の充実	市の広報紙やホームページを活用し、身近に求人情報が得られるように図ります。	産業戦略課
母子家庭の母の就職支援 [新]	母子家庭の母の就職支援のため、資格取得や教育訓練の受講にかかる費用を助成し、母子家庭の生活の安定化を図ります。	子育て支援課

2. 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立を推進するため、延長保育や一時保育、幼稚園における預かり保育、放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センターの運営など多様な保育サービスを充実させることにより、就労者の働き方に対応した就労支援を行います。

また、事業主に対して育児休業等の子育て支援に関する制度を利用できる環境づくりを進めるよう働きかけます。

事業名	事業の内容	担当課
通常保育事業 (再掲) [重]	保護者が日中就労等のために保育できない児童を保育所で保育します。	子育て支援課
延長保育 (再掲)	保育所において、通常保育の前後に時間を延長して保育を行います。	子育て支援課
一時保育 (再掲)	保育所に入所していない児童を対象に、一時的に保育が必要となった場合や、保育者のリフレッシュ等のために児童を預かります。	子育て支援課
病児・病後児保育 (再掲)	保育所等へ通所中の児童が発熱等の急な病気となった場合、当該児童を専用スペース等において保育する事業です。地元医療機関と協議し実施に向けた検討を行います。	子育て支援課
幼稚園預かり保育 (再掲)	幼稚園における教育時間終了後、家庭において保育に欠ける園児を対象に午後も引き続き園児を預かります。	学校教育課
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) (再掲) [重]	保護者が仕事等により、日中家庭にいない小学校低学年の児童を、授業の終了後、小学校や集会所、児童館等で預かり、「遊び」や「生活」を通して、子どもの健全育成を図ります。	社会教育課
くりはらファミリー・サポート事業 (再掲) [重]	児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。また、会員相互の交流や仲間づくりを推進します。	子育て支援課
男性の育児休業取得の推進	男性の育児休業取得を推進するため、事業所及び従業員に対して啓発を行います。	市民協働課 産業戦略課

3. 男女共同による子育ての推進

男女の固定的な役割意識は徐々に薄くなってきていますが、依然として母親にかかる子育ての負担が大きい状況にあります。

これまで栗原市では、平成19年度に策定したくりはら男女共同参画推進プランに基づき各種施策を展開してきましたが、現時点では地域社会全体の男女共同参画意識が未醸成であることから、今後も引き続き啓発事業を推進していきます。

事業名	事業の内容	担当課
男性の家事参加促進のための啓発 [重]	男女共同の家庭づくりを進めるため、男性が家事・育児・介護等に積極的に参加するよう啓発に努めます。	市民協働課
男女共同参画の推進	性別役割分担意識を解消し、男女がのびやかに生活ができ、子育ての喜びが共有できるよう支援していきます。	市民協働課

第6章

子ども等の安全の確保

【現状と課題】

近年、全国的にみると子どもが被害者となるいたましい事故や凶悪な犯罪が多発しています。また、アンケート調査の結果から、不審者による犯罪や登下校時の交通事故など子どもの安全に関する危惧を抱く親が多いことがうかがえます。

栗原市ではこれまで、そのような事件や事故が発生しないよう、PTAやボランティアなど関係機関や地域住民が連携した取り組みを行ってきました。

今後も引き続き、子どもが事件や事故に巻き込まれないよう地域ぐるみで連携して安全対策、防災対策に取り組む必要があります。

< 施策の方向 >

1. 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

(1) 交通安全教育の推進

栗原市ではこれまで、歩行者が安全に歩行できるよう歩道の整備などに取り組んできましたが、すべての道路に歩道などを整備するのは極めて困難です。

そのため、歩道の整備等と併せ子どもが交通ルールを知り、自分自身で危険を判断できる力を身につけられるよう、交通指導などに継続して取り組んでいきます。

(2) 自主的団体の支援

交通安全推進のために活動している団体を支援します。

事業名	事業の内容	担当課
交通安全教室	子どもたちを交通事故から守るため、幼稚園、保育所、小学校を巡回し、交通安全教室を実施します。	危機管理室 子育て支援課 学校教育課
交通安全運動の実施	警察署や交通安全関係機関と連携し、交通安全運動を積極的に展開していきます。	危機管理室
交通指導員の配置	主に小学生の登校、下校時の交通安全を図るため、市内通学路の交差点に交通指導員等を配置します。	危機管理室

事業名	事業の内容	担当課
交通安全推進団体による交通安全の推進	交通安全協会・交通安全母の会に対し補助金を交付し、交通安全活動を推進します。	危機管理室

2. 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

(1) 防犯対策

地域や警察署、関係機関等との連携により防犯活動の充実を図ります。

(2) 地域の見守り活動の支援

各小学校・中学校のPTAや地域におけるパトロール活動など、自主的な防犯活動を支援します。

また、これまで実施してきた安全指導の充実とともに、地域社会で子どもの安全を確保することを目的に、地域の見守り活動の充実と緊急時への対応を図ります。

(3) 防犯講習の実施

子どもが犯罪の被害に遭わないようにするために、あらゆる機会を利用して防犯講習を実施します。

事業名	事業の内容	担当課
安心・安全メールの配信 [新]	災害や不審者の情報を携帯電話やパソコンに、電子メールでお知らせします。	危機管理室
防犯体制の充実	安全で安心なまちづくりのため、警察署を始めとする関係団体・機関と連携し、暴力排除・防犯活動を推進します。	危機管理室
防犯協会等への活動支援	市防犯協会等に対し補助金を交付し、防犯に関する活動を推進します。	危機管理室
防犯に関する普及・啓発活動の実施	安全・安心なまちづくりのため、市民との協働により防犯に関する普及・啓発活動を行います。	危機管理室
保護者・地域との連携による防犯活動の推進	保護者や地域の市民・学校・警察などが連携し、「子ども110番の家の設置」や「学校付近のパトロール活動」を行うなど、防犯活動を推進します。	危機管理室

事業名	事業の内容	担当課
防犯研修会等の充実	関係機関との連携を強化し、暴力排除に関する意識の普及・啓発を推進するとともに、警察署などと連携し、自治会等の防犯研修会等を開催します。	危機管理室

3. 防災対策

災害時に要援護者となる可能性の高い高齢者・障害者・幼児等への災害予防対策については、栗原市地域防災計画に基づき取り組むこととし、今後も防災意識の啓発と市内の保育所・幼稚園・小中学校での避難訓練を実施します。

また、地域の自主防災組織の活動を支援することで、地域の防災力を高めます。

事業名	事業の内容	担当課
避難訓練等の実施	保育所・幼稚園、小・中学校において、避難計画に基づき、定期的に避難訓練を行います。	子育て支援課 学校教育課
自主防災組織への支援 [新]	地域の防災力を高めるため、自主防災組織の設立やその活動を支援します。	危機管理室

第7章

要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

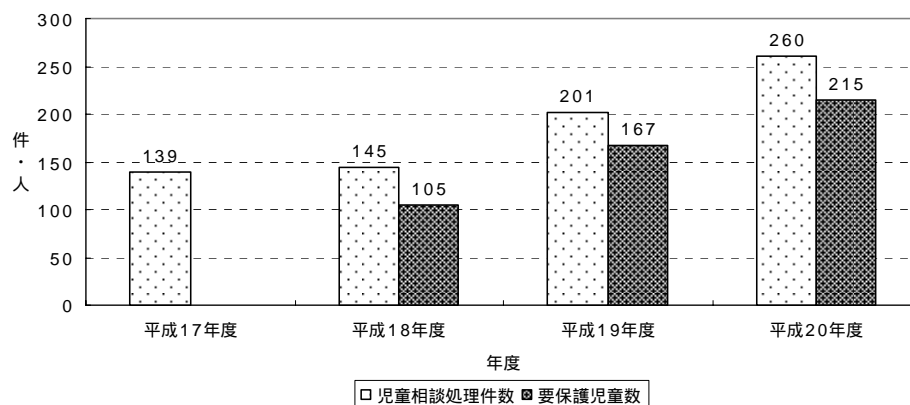
【現状と課題】

児童虐待は、全国的にも大きな問題となっています。最悪の場合、児童が死亡するケースなど深刻な状況がみられます。児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、虐待の発生予防から早期発見、早期対応、さらには虐待を受けた子どもの保護・自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制が求められています。特に両親の家庭状況や子育てへの不安から児童虐待が発生しているケースも少なくないことから、保健・福祉分野だけでなく、地域社会のなかで、こうした家庭を支えていく必要があります。

ひとり親家庭については、離婚件数の増加とともに増加傾向にあります。母子及び寡婦福祉法の改正により生活支援から自立支援に取り組みの方針が転換されており、自立支援対策が重要になってきています。また、従来から父子家庭に対しては施策も少ないことから、父子家庭に対する生活支援も課題となっています。

障害児については、各保育所での受入れ、各通所・在宅サービス等の充実を図り、家族の子育てや介護負担の軽減が必要となります。

栗原市における児童相談件数・要保護児童数



資料：福祉行政報告例第59表

注：要保護児童数は要保護児童対策地域協議会（平成18年10月設置）での受理件数

< 施策の方向 >

1. 児童虐待防止対策の充実

(1) 虐待防止ネットワークの構築

虐待防止ネットワークの構築

虐待から子どもを守る地域ネットワークとして、平成18年10月に「栗原市要保護児童対策地域協議会」を組織しており、今後とも学校・医療機関・児童相談所・警察署・主任児童委員・保育所・行政等が連携して児童虐待の早期発見・早期対応と発生予防に取り組みます。また、母子保健分野と児童福祉分野が連携して児童虐待防止に取り組むため、定例の検討会を開催しており、今後とも継続して実施します。

児童虐待の予防や早期発見について、広く市民の協力を得るため、講演会や広報などによる啓発活動を実施し、さらに関係者の研修等の事業を進め、支援者の資質向上を目指します。

地域や民間の参加促進

児童虐待は、各家庭の問題にも踏み込むところであり、行政の力だけでは十分な対応が難しいことから、主任児童委員・民生委員・児童委員をはじめ、地域の方々の協力を得ながらネットワークの強化に努めていきます。

(2) 早期発見、早期対処、相談機能の強化

虐待の早期発見のために、栗原市では新生児期のすべての乳児と産婦の訪問を行い、育児指導や子育ての悩みについて相談を実施しており、さらに養育支援が必要な家庭に対して、継続して訪問等による相談や支援を行い、児童虐待の早期発見に努めます。

母子手帳交付時の妊婦相談や各種乳幼児健診の場で、子育ての悩みの相談を行い、児童虐待の予防や早期発見・早期対応に努めます。

また、虐待防止を図るため、保健・福祉・学校・幼稚園・保育園等と連携し、虐待の可能性のある家庭について早期の相談体制の構築と強化を図ります。

(3) 虐待等に遭った子どもの立ち直りの支援

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた児童の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言など関係機関と連携したきめ細かな支援に努めます。

(4) 母親への支援

子育て中の母親の息抜きの機会として、一時保育等の活用、子育てサークル等への参加を促します。また、子育てが困難な家庭の子どもの虐待防止を図るため、保育所等の活用を行います。

事業名	事業の内容	担当課
児童虐待防止ネットワークの構築 [重]	<p>要保護児童の早期発見、その適切な保護並びに要保護児童及びその保護者等への支援を図るため、栗原市要保護児童対策地域協議会を運営します。</p> <p>代表者会議の開催 実務者会議の開催 個別ケース検討会議の開催 関係機関との情報交換</p>	子育て支援課
児童虐待に関する相談体制の確立	<p>児童虐待やDVに関する相談窓口を子育て支援課に設置し、保健師・家庭相談員・担当職員が相談にあたります。また、各総合支所の保健師等により、市民に身近なところでの相談を行います。</p>	子育て支援課
緊急一時保護	<p>緊急一時保護が必要な児童に関して調査をし、必要と認められる場合、児童相談所に通告を行います。</p>	子育て支援課
カウンセリングの実施、保護者に対する助言	<p>いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの心のケアや保護者へのカウンセリング等、児童相談所と連携し立ち直りの支援を行います。</p>	子育て支援課
児童虐待防止に関する啓発及び支援者の資質向上	<p>児童虐待防止に関する市民の意識の向上を図るため、講演会や各種団体を対象とした講座を開催するなど、市民の意識の啓発や支援者の資質向上などに努めます。</p> <p>市民を対象にした講演会等の開催 各種団体からの要請に応じた講座の開催 支援技術に関する研修会の開催など 広報等を活用した啓発活動</p>	子育て支援課

2. ひとり親家庭の支援の推進

離婚等によりひとり親家庭等が増加しているなかで、ひとり親家庭の経済的自立や保育支援等を行っています。今後とも就労支援や貸付制度等の情報提供を進めながらひとり親家庭を支援していきます。また、国・県の施策が少ない父子家庭についても、民生委員・児童委員の活動等を通じて地域の父子家庭の状況を把握し、適切な支援に努めます。

事業名	事業の内容	担当課
生活援助対策事業の推進	ひとり親家庭に対して、自立した生活を送ることができるよう、児童扶養手当や医療費支給等の支援を実施します。	子育て支援課
母子家庭の母の就職支援 (再掲) [新]	母子家庭の母の就職支援のため、資格取得や教育訓練の受講にかかる費用を助成し、母子家庭の生活の安定化を図ります。	子育て支援課
女性・母子相談	女性・母子(ひとり親家庭含む)に関する相談に応じ、助言指導するとともにDV等の相談に関係機関と協力し対応します。	子育て支援課
母子生活支援施設入所	保護の必要が認められる母子家庭に対して入所を行います。	子育て支援課
母子・寡婦福祉資金貸付	母子家庭の母及び寡婦の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のために必要な資金の貸付について、情報提供や相談に応じ、貸付機関につなぎます。	子育て支援課
母子寡婦福祉連合会	母子寡婦福祉連合会の活動を支援します。	子育て支援課

3. 障害児施策の充実

障害を持つ子どもへの早期対応を図るため、相談事業、健診事業を一層充実していきます。

また、障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取り組みを推進します。

事業名	事業の内容	担当課
乳幼児健康診査の充実(再掲) [重]	乳幼児を対象に発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び親の育児不安の軽減や解消を図ります。	健康推進課

事業名	事業の内容	担当課
定期健康診断の実施 (再掲)	学校保健計画に基づき、学校における健康診断を実施し、児童・生徒等の疾病の早期発見と健康状態の把握を行います。	学校教育課
補助教員の配置 (再掲)	複式学級及び障害を有する児童・生徒が普通学級で学習や生活する場合の介助等を行い、よりきめ細やかな学習指導、生徒指導を実施します。	学校教育課
在宅福祉サービスの推進	障害児ができる限り住み慣れた地域で生活できるよう、居宅介護、短期入所、日中一時支援事業といった、地域の実情に合わせた福祉サービスの充実を図ります。	社会福祉課
障害児通園サービスの実施	市内には、知的障害児通園施設はげまし学園と、宮城県金成支援学校があり、障害児が早期からこうした施設を利用することにより、一人一人の個性や可能性を伸ばす教育の推進を図ります。	社会福祉課
保育・教育相談窓口の整備	<p>障害を有する児童の早期からの教育相談体制など、より気軽に相談できる体制の整備・充実を図ります。また、福祉事務所や保健センター等の関係機関の相談機能を強化するとともに、各機関が連携し適切な相談活動ができるよう努めます。</p> <p>発達障害等に早期に対応するため、専門的相談を行う関係機関との連携を密にします。</p>	子育て支援課 健康推進課 社会福祉課 学校教育課

第 8 章

本計画の推進と施策の点検について

1. 基本的姿勢

(1) 総合的な施策の展開

この計画は、子ども、子育て世帯及び次世代を担う世代を育成する上での総合的な行政の行動計画です。そのため、家庭や地域、学校、企業などとも連携し、広がりのある施策の展開を図ります。

(2) 進ちよく状況の説明

事業の進ちよく状況を定期的に公表していきます。

2. 計画の推進体制

(1) 庁内体制の整備

庁内に組織横断的な「栗原市次世代育成支援対策推進会議」を設置し、計画の着実な推進と進行管理を行います。

(2) 栗原市次世代育成支援対策地域協議会での協議

庁外の委員で構成する栗原市次世代育成支援対策地域協議会を設置し、進ちよく状況等を報告し、推進に向けての協議や意見交換を行い、本計画の実施や計画の見直し等に反映させます。

(3) 市民への周知

本計画の実施状況等に係る情報を広報誌やホームページ等により公表し、市民に分かりやすくお知らせします。

參考資料

目標事業量の設定

(1) 前期計画における目標事業量の達成状況

前期計画策定にあたり次世代育成支援対策推進法に基づき厚生労働省が指定した特定事業については、その事業量の目標値を設定し、その実現に向けて施策を講じてきました。

栗原市の前期計画における特定事業に対する実施状況は以下のとおりです。目標を設定したすべての事業について当初の目標事業量を達成しました。

事業名	計画策定時(平成16年度) の実施状況	平成21年度における 目標値	平成21年度における 実績値
通常保育事業	793名	793名	990名
延長保育事業	5名	5名	21名
放課後児童健全育成事業	6か所 170名	6か所 145名	17か所 575名
一時預かり事業	6か所	6か所	10か所
地域子育て支援センター事業	4か所	6か所	8か所

(2) 後期計画における目標事業量の設定

後期計画策定にあたって、厚生労働省が指定した特定事業についてその事業量の目標値を次のように設定しました。

平成26年度目標事業量

事業名	事業内容	指標	平成21年度 実績値	平成26年度 目標値
通常保育事業	保護者が日中就労等のために保育できない児童を保育所で保育します。	定員数(人)	990	1,057
		うち3歳児未満	540	502
		うち3歳児以上	450	555
延長保育事業	保育所において、通常保育の後に時間を延長して保育を行います。	設置か所数	14	14
病児・病後児保育事業	保育所等へ通所中の児童が発熱等の急な病気となった場合、当該児童を専用スペース等において保育します。	延べ利用日数	0	500
		設置か所数	0	1
		うち病後児対応型	0	1
一時預かり事業	保育所に入所していない児童を対象に、一時的に保育が必要となった場合や、保育者のリフレッシュ等のために児童を預かります。	延べ利用日数	12,000	12,000
		設置か所数	10	10
		うち保育所・地域密着型	10	10
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等のため昼間家庭にいない小学生(主に1～3年生)に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室等において、適切な遊びと生活の場を与えます。	定員数(人)	575	575
		設置か所数	17	17
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	普段家庭において児童を保育している保護者やその児童等に対し、親子の交流・遊びの場の提供、子育て等に関する相談・援助等を行います。	設置か所数	8	10
		うちセンター型	5	10
ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	設置か所数	1	1

目標値の考え方

[通常保育事業]

平成 20 年 2 月に厚生労働省がとりまとめた「新待機児童ゼロ作戦」では、平成 29 年度における 3 歳未満児に対する保育サービスの提供割合を 38.0%とすることを目標としています。栗原市では、これを前倒しで達成することを目標としました。

[延長保育事業]

平成 21 年度時点で全ての保育所で実施しています。平成 26 年度においても全ての保育所で継続して事業を実施することを目標としました。

[病児・病後児保育事業]

平成 21 年度時点で未実施のため、平成 26 年度までに事業を開始することを目標としました。

[一時預かり事業]

平成 21 年度の定員を維持しながら事業を実施していくことを目標としました。

[放課後児童健全育成事業]

平成 21 年度において登録児童数が定員を大きく下回っていますが、学校再編や 4 年生以降の利用など希望者の増加に対応するため、平成 21 年度の水準を維持することを目標としました。

[地域子育て支援拠点事業]

中学校区(旧町村区域)に 1 か所設置することを目標としました。

[ファミリー・サポート・センター事業]

継続して事業を実施していくことを目標としました。

栗原市次世代育成支援行動計画[後期計画]

平成22年3月

<発行> 栗原市市民生活部子育て支援課
〒987-2293
宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号
TEL : 0228-22-2360
